

論文

## 戦前文献資料にみる被差別部落の 繊維女性労働者（その一）

金子 マーティン

はじめに

戦前期に被差別部落（以下部落と略称）の女性たちが繊維産業（紡績・製糸・織物など）の労働者（一般に女工と呼ばれる）として採用されていたか否かを明らかにする当時の文献資料は少ないといわれてきた。従って筆者は、戦前に繊維工場で働いた経験のある部落の婦人たち、当事者からの聞き取りを通して、つまりオーラル・ヒストリーの方法でこの問題を追及している。だが、だからといって文献資料を無視している訳ではない。

少ないといわれる部落民繊維女工関係の文献資料自体『富岡日記』と『日本の下層社会』にみられる記載も資料批判的な検討を要するのは当然であるが、近代部落史

においていわゆる「通説」とされてきたものが、そのような資料批判もなされないまま、従来は無批判的に繰り返されてきた。その問題に関しては、それを資料批判的に検討した『部落解放研究』第六二号（一九八八年七月）の拙論「近代部落史における部落民女工『定説』の批判的検討」を参照されたい。

戦後、発表された部落民に関する証言集三冊、東上高志編『わたしやそれでも生きてきた』（部落問題研究所、一九六六年）、部落解放同盟中央本部編『差別のなかを生きぬいて』（解放出版社、一九七八年）、小林初枝著『死んで花実が咲くものか』（解放出版社、一九八〇年）を分析した安川寿之助は、そこに登場する約三〇名の女性のなか、「八名もが繊維産業で働いていた」ことを明らかにし、部落女性の場合、「その人口比率に相当する数字以上にたく

さんの女性が繊維産業で働いていたことが容易に推測されるよう、部落女性には「日本資本主義の『主要な生産関係から排除され』るところか、差別と抑圧の重層構造の中に積極的に位置づけられた」と述べている。

戦前期の繊維産業に部落民女工は決して例外的に存在したのではなく、地域と時代によっては部落民若年女性の普遍的な就労形態であったと考える。しかし、それに関する戦前の一次文献資料が皆無である訳でもないのに、近代部落史においてそれは現在まで体系的に研究されてこなかったといわねばならない。『部落史をどう教えるか』（解放出版社、一九八四年）にも『部落の歴史をどう教えるか』（部落問題研究所、一九八五年）にも、近代日本資本主義と繊維産業に関する記述はあるが、その繊維産業と部落民との直接の関わりについては両書ともに一切言及していない。

本論は様々な戦前の文献資料（新聞・雑誌記事、統計類、融和運動関係、水平社運動関係など）に散在する部落民女工関係資料の整理の試みである。まだ極めて不十分な内容であることは承知しているが、繊維産業と部落女性との関係研究が近代部落史において省みられるようになり、今後その研究が進捗することを期待して発表する。

## 一、新聞資料

被差別部落出身の繊維業女性労働者Ⅱ女工がいつごろから労働市場に登場してきたのかを明らかにするために、当時の新聞など、文献資料に頼らざるを得ない。というのは、紡績・製糸などの繊維業に採用された部落民女工の中、最も早い時期に雇用された例に属するような元女工の生存者はもはやいないと思われるからである。たとえその生存者がいても、非常に高齢であるため、聞き取り調査を実施することは極めて困難であろう。

近代日本における部落民を研究する場合、基本的な問題として避けて通れないであろうことは、部落民とされた人々の系譜、つまり近世におけるその身分である。周知のように近世社会には「穢多」、「非人」、および雑多な名称で呼ばれた「賤民」身分が法制的に存在した。これらの身分構成員に対する賤称とこの封建的身分差別そのものは一八七一（明治四）年八月のいわゆる「解放令」によって一応は廃止された。だが、それらの人々に対する社会的差別はそれ以降も存続し、近世身分制下でのその賤称（それも差別語としては残存したが）に変わって、部落民は国家機関、そして多数派国民によって、一括して「新平民」、「特

殊部落民」、「旧穢多」などの新たな差別的名称（法制的でない賤称）で呼ばれることとなった。そのため当時の新聞などの文献資料で使用されている言葉は、そのような差別語である。

しかし、近代日本社会においても、そのような名称が付けられた人々に対する差別は、その近世身分とは決して無関係ではなかったろう。「解放令」以降でも、他どの近世賤民身分系譜の部落民に対してよりも、「穢多」身分にその系譜を持つ部落民に対する社会的卑賤観が最も濃厚であり、ために社会的差別も最も厳しかったと考えられる。

そのため、「部落史」というものが、穢多系部落を軸に展開されている現状<sup>20</sup>がある。これは「中世被差別民史への視点」という座談会における、前近代部落史を念頭に置いてなされたであろう、京都部落史研究所主任研究員の山本尚友発言である。しかし、この主張は近代部落史にも全く該当するのではなからうか。全国水平社の宣言を読めば、全水が「穢多」系部落民の解放運動として創立されたのは明白である。そしてそれ以降、研究された近代部落史も当然、「穢多」系部落民主体で行われてきたといえる。だが、当時の文献資料に「新平民」、「特殊部落民」などの差別的名称で明記された部落民は必ずしも「穢多」系部落民だけであったわけではない。近代の部落民が近世のどの

「賤民」身分に系譜を持っていたかによって、その受ける社会的差別の度合も異なったであろうから、判明する限りにおいて、その近世身分を明らかにするのは重要かと思われる。

部落民と紡績業について記されている最も古い新聞記事は、筆者の知る限り、一八九九（明治三二）年の『九州日報』である。同紙に「紡績職工と新平民」と題する、福岡県三井郡国分村在住の「穢多」系部落民の投書が発表されている<sup>21</sup>。

資料\* 『九州日報』明治三二年九月二八日

紡績職工と新平民

三井郡国分村 天口生

白河君足下小生は旧穢多即ち新平民に候足下の天職上小生等の味方となりて敢て一挙手の労を辞せられざるは小生等の深く信じて疑はざる所に候たゞ小生は懸賞募集に応ずるを本意とするものにあらず候得共穢（隗にはあらず）より始めよと言ふこともあれば馬骨として御掲載願上げ候敢て千金の価値ありとは申さず候

貯蓄心なき我労働社会の常弊は米価の下落に逢うて甚だしく職工の缺乏を感じてきた殊に女や小供を以て工場の大部分をふさいで居る紡績会社などにては其の缺乏の度

が一層甚だしい  
三重とか岡山とか京阪地方などは勿論のこと今まであまり職工の不足を感じなかつた九州の各紡績でさへも非常の不足を告げて七万七百の持鍾中僅か四万九千鍾しか運転して居ない

それに糸価は日々騰貴し来り彼等が昨年来非常に渴望しつゝあつた利益は今や眼前咫尺の間に見えて来て居るのに充分の製糸をなす能はざるため憐むべし彼等は今一步と云ふ所にて利益の綱に取り付く事が出来ない

三期四期の間或は設立以来未だ嘗て利益の分配にあづかつた事のない株主は重役を攻め立てるし重役は火の如くなつて役員に向つて職工募集のまぬるきを責め職工係は昼夜を論せず縦横に奔走して職工の募集は忙はしい始めは職工の方からどうぞ使つて下さいと頭を下げて願つたものが今では職工一人を周旋する人には報酬或は手数料として大枚五円の金子を払ふ会社もあるさうだ寄宿舎の賄費は一日五銭に減せられ賃金は殆ど二割至三割も引き上げられ職工は最初より二十三銭の日給を貰ふて居るから一日少くとも十四五銭位は貯蓄銀行に預る事が出来るさうだ

こんな時には何時でも職工誘拐とか横奪とか云ふものがポツ／＼始まるは甚だ嘆ずべき次第である先日來博多対

三池久留米三社の間に起つた競争の如き理非曲直は余輩局外者の窺ひ知る所でないけれども僅々数人の職工をやり取りするため各々数百円を擲たと云ふは実に馬鹿／＼しき談である今吾等の同職及び同職の家族には恰も紡績職工に適當する少女が沢山ある彼等は為すべく休に入て薪を折り野原に出て落穂を拾ひ又或者は窮して乱し往々獄に繋がるゝものをさえ出す事がある

今彼等無職の徒に授くるに職業を以てせば国家の爲めには遊民を減じ紡績の爲めには利益を与へ一挙兩得の好策であらうと思う

彼等とは何者ぞ余等の同職とは何ぞ余等は公々然として断言するを憚らない旧穢多即ち新平民なりと世人は余等を以て非常にけがわらしき動物として擯斥す然れども思へ職業には上下貴賤の別なく車に乗る人も車を挽く人も靴を穿く人も靴を磨く人も同じく是れ上天の赤子にして陛下の順良なる臣民ではないか

或者は云ふ人民の階級は維新の更始と共に全く崩れて今や上下の別ちあることなしと無論理屈はそうであるふまたそうなくては叶はぬけれども實際は全く之と矛盾して居る

草履を造り下駄の齒を換え牛を殺し靴を磨くものに世人は余等に一つの職業をも与えざるに非ずや侯伯の子供も

素町人土百姓の小僧も同じ机に倚り同じ椅子に腰を掛くる平民的の学校でさへも余等の子弟は常に或る一種の待遇を受け規律嚴かなる軍隊に於てさえも思はぬ苦役をあてがはるゝと聞く或一種の職業の外に吾等を雇ふて呉るゝ人なく余等と取引して呉るゝ人なきは論ずる迄もない事である

三十年來の宿望初めて遂げ白哲人と対等の交際が出来ると云ふて大喜ぶ国民、同種同文の友なりとして清韓人をさへ引取りて或は教育を施し或は種々の恩恵を与ふる国民、北海道のアイヌ人に対して保護法案を議會に提起する国民、台湾の土匪に対し手強き手段を執る能はず驕る子をすかす如き手振をす国民は何故に我等に些少の不慮を加ふるだにしかく吝なるや慈愛とか博愛とかを以て立つ宗教家でさへも同じ国内に憐むべき吾等同胞のあるを忘れて慢に海外布教などを大袈裟に法螺吹く者あるか若し彼等の胸中にパウロとかルーテルとかカルヴィンとか又は日蓮とか親鸞とかあんな人の心事の万分の一だにあらば彼等は必ず吾等の仲間となり吾等と寝食を共にしそして優然として下駄の齒など換えながらポツ／＼悪むべき此の社会の階級を打破して呉るゝであらふと思う  
余は微力敢て前記の宗教家を気取りたでも何でもないけれども兎に角余等の仲間及仲間の家族に職業を与えまた

紡績会社の爲めにも幾分の利益になるふと思ふて吾等の家族にして紡績の労働に堪ふる者数十人を周旋し呉れよと或る人に頼みて打連れて或る会社に行かした、所が一も二もなく直ちに排斥され涙と共に帰来つた余は実に愁然として家の鬩を越ゆと彼等の一行を見し一刻那一云ふべからざる無限の域に搏たれて暫く無言であつた  
嗚呼人の血は何故にしかく冷かなる人の心は何故にしかく薄き飼ひ鳥と魚とに餌を与え猫と犬とには肉を与え牛と馬とには軟かき牧草を与え妾と妓とには千金もなほ惜まざる世人は何故に吾等の一つの職業までも与えざるや北米に於ける経済界大恐慌の際幾多の貧民が隊をなして富豪の家を取りかこみ一齊に「吾れに職業を与えよ然らざれば吾れに死を与えよ」と絶叫したと云ふ事を聞いたか余は此の語を思い出す毎に実に慄然として夏なほ寒き感をなすのである

この資料で注目されなければならぬのは、「解放令」が公布された二八年後、二〇世紀まであと一年という時点に至つてもなお、女工不足に直面していた紡績会社さえも「穢多」系部落民を雇用から「一も二もなく直ちに排斥」したという史実である。だが、『富岡日記』記載の資料でも判明するように、近世賤民身分に系譜を持つすべての部

落民が、二〇世紀前の明治期において、このように近代繊維産業から差別的に排斥されていたわけではなかった。「非人」系部落民と比べ、やはり「穢多」系部落民に対する前近代的差別が近代日本社会においても、多数派国民の意識を最も頑強に支配し続けていたとすべきである。二〇世紀以前の段階では「穢多」系部落民が近代産業の雇用からは差別的に排除され続け、それゆえに近代繊維産業でも就労はしていなかったといえるだろう。

部落史研究者によって度々指摘されてきた資料として、政府印刷局工場の職工募集の困難性を報じた一八九二年（明治二五）年の『東京日日新聞』の記事がある。そこには「職工なるものは最下級の業務にして、穢多にも劣れらならんと観念未だ我國民の脳髓を除去する能はず」と記されている。同記事でも明らかのように、明治前半期には労働者そのものも社会的地位がまだ極めて低かった。そのような社会意識の存在にも関わらず、当時の繊維企業は、「穢多」系部落民を労働者として採用することはなかったと思われる。

二〇世紀に入った後、一九〇七（明治四〇）年に『紀伊毎日新聞』は「世俗新平民の状態調査」という記事を連載しているが、そのひとつである「有田郡に於ける新平民の状態」という記事には繊維業関係の記事が見られる。

成期・生成熟には、部落婦人がその就労からは排除されていたと理解されねばならないであろう。

部落婦人の紡績会社への雇用は一九一一（明治四四）年になってようやく報せられている。『海南新聞』『愛媛新報』の両紙に同年一月「長浜地方中流以下の婦女子は阪神地方に於ける紡績会社其他の工女となりて出稼ぐもの多く十九日の如き長浜櫛生の特種部落婦女子二十余名神戸の同社に向ふ」という内容の記事が掲載されている。

この記事で注目されねばならないのは、愛媛県の部落女性が関西の紡績工場へ働きに出たということと同時に、四国からそのような工場へ出稼ぎしている者がどのような階層の出身者であったのかということでもある。「中流以下」、つまり農村地帯の貧困層出身者（小作農層・雑業層の家族員）が、苦しい家計を助けるため、紡績業の中心地であった阪神地方の出稼ぎ女工になっているのである。

日露戦争（一九〇四～五年）を経て日本の紡績資本はその独占形成過程へ突入した。労働力構成面では、紡績工業発展初期における都市貧困層からの通勤工に変わって、前世紀末頃からは遠隔地募集の「出稼型」寄宿女工に変化していた。この独占段階を迎えると、地方からの寄宿女工の比重が一層高まる。貧困層出身の婦女子は紡績資本の形成・確立期においても、その独占段階に至ってからも、最も

それは「(前略) 従来生業とする所は農業、沖仕業及草履草鞋の製作等を以て重なる職業とし其他全く生業なく乞食の徒多かりしも近来社会の進運に伴ひ諸種の事業多く労働騰貴し殊に婦女子の如きは綿子ル(綿子ル)の機業に従事するもの漸く多きを加え(後略)」という内容である。この記事中にある「綿子ル」とは、綿ネル(綿ネル)（つまり綿フランネル）の誤りであると思われる。

『和歌山県繊維産業史』によれば、同県の綿ネルは「明治維新後になって和歌山在来の特産紋羽織の起毛技術を基礎として新たに考案創成された新興綿織物」であり、二〇世紀に入って綿ネルと呼ばれたのは、「あらかじめ精練、漂白、染色した綿糸を以て製織し、起毛仕上げをなした」捺染ネルであった。引用記事が発表された一九〇七（明治四〇）年には全国綿ネル生産額の六割以上を和歌山県が占めていたが、二〇世紀初頭からの捺染ネルの発達によって綿ネル業は和歌山市およびその周辺の海草郡に集中し、その他の郡部は取り残されることとなった。確かに和歌山県全体としては綿ネル業の発展期が明治末期からではあったが、しかし有田郡など郡部での綿ネル業はすでに衰退期を迎えていた。その時期になってから「近來(略) 綿子ル機業に従事する」部落の婦人が「漸く多きを加え」と報告されているのである。つまり、明治初期・中期の綿ネル業創

重要なその労働力供給源であった。

差別のため職業選択の自由が侵害され、そのためいわゆる雑業層、極貧層の比重が平均以上に高かったであろう部落の婦人が女工となる基盤は十分存在したはずである。それを阻止していたのは、理論的に本来、資本主義社会とは矛盾するとすべき、部落民に対する前近代的差別意識であった。だが、女工そのものも社会的に差別視されていた。繊維女工が社会的に非常に低い評価しか受けることができず、各地で彼女らを蔑視する差別語が存在したのは、第一義的には貧困層の出身であったからという資本主義社会で形成された新しい社会意識、その差別観念に疑いなく深く根ざしていた。

細井和喜蔵によれば、女工募集の方法には「会社の社員自から募集地へ出張り直接募集に当る」直接募集と、「募集人」という職業者に委せて了ひ、会社は彼から女工一人幾何で買ひ取る「囑託募集とがあった。そして日露戦争後ぐらいからは「女工募集方法が以前よりも永続的」な「募集地保全時代」となった。部落での女工募集形態が会社社員による直接募集であったのか、それとも女工募集を職業としていた募集人による囑託募集であったのかは判明しない。恐らく当初は募集人という職業者による囑託募集であつたらう。

このような経過を経て企業に雇用された部落民女工の大半が勤勉に働く優秀な労働力であり、その雇用が、出身が他の女工に判明しない限り、女工間差別問題の惹起などによる会社運営の妨げとはならず、むしろ反対に企業にとっての利点（劣悪な労働条件にも関わらず苦情もいわずに勤勉に働く）が存在するのを企業が認識してからは、会社による直接募集となつたのではないかと思われる。

嘱託募集の場合、女工募集人の多くは、差別のため職業選択の自由がなく、そのため労働力が「有り余って」いる部落に着眼したに違いない。その場合、募集人の持つていたであろう部落民に対する差別意識などは問題とならない。募集人は女工のなり手を発見し、その女性を企業へ送り込めば、報酬が得られる。報酬さえ手に入れば、その女性が部落の出身であろうとなかろうと、それは一切関係ないのである。

部落でも女工募集という職業が「ありがたがられ、実入りの良い」副業として、後には少なからぬ部落民によって遂行されていたことは、聞き取り調査によって各地の部落で確認できた。また、部落出身者でなくても、部落に居住していた募集人もいた。一九一八（大正七）年八月一四日の兵庫県飾磨郡花田村の米騒動起訴者として本籍「花田村小川」（部落外）、現住所「花田村高木」、職業「職人紹介

業」の西川鶴松が含まれている。<sup>93</sup>「職人紹介業」者が直ちに女工募集人であるとはいえないが、この西川は「紡績女工募集にでる都合から転籍した」とされている。<sup>94</sup>女工募集人が高木部落に住み着くには、その職業上の理由も存在しただのではないかと考えられる。

上述した愛媛県喜多郡長浜町櫛生村の部落に関して、『愛媛新報』は一九二一（大正一〇）年に、「部落改善」事業に関与する駐在巡査の談話に基づいた記事を発表している。この事業が実施されていたのは、櫛生村の六〇戸ほどの漁村部落である。その部落で駐在巡査夫妻が村長や組長などと協力して、「子女に作法と裁縫を教えて居たが、之を習って居るものは十名である。今では駐在所で普通部落の子女と一所に教え、若し嫌うものがあつたら教えてやらぬと決心して居る、地方の十名の中で最近八名は大阪の紡績会社へ雇われて行った」という内容である。<sup>95</sup>この頃から県によっては徐々に「部落改善」に代わって「地方改善」という呼称が使用されるようになっており、引用記事でも部落民が「地方民」と表現されている。従って、紡績会社へ雇われていった少女たちが部落民であることは間違いない。この記事からは彼女たちが雇用されたときされる「大阪」の紡績会社が、一九一四（明治四四）年に同部落の女性たちが出稼ぎ者として雇われていた「神戸」の紡績

会社と同一の企業であつたのかは判明しない。また、その募集形態も不明であるが、恐らくは「部落改善」事業に関わっていた巡査による紡績会社への直接的な紹介、もしくは女工募集人への紹介であつたのではなからうか。

## 二、融和運動関係資料

### ① 部落改善事業

いわゆる「部落改善」事業と部落婦人の繊維産業への「進出」との関係も見ておく必要がある。日露戦争後、一九〇八（明治四一）年一〇月の戊申詔書発布を契機に「部落改善」事業に着手した徳島県では、県内務部が一九一〇（明治四三）年六月に『特殊部落改善資料』を発表している。同資料に一九〇九（明治四二）年一二月末調の部落実態調査も含まれているが、それによれば、「部落改善」事業が最も活発に遂行されていた板野郡には八町村に九部落が存在する。この板野郡では板野郡役所、町村役場、撫養警察署、および各地域警察分署などを組織した燻風奨善会が形成されている。そして、一部落を除いた同郡全部落にその支部が結成されている。それらのほとんどが、その目的を「教育勸語及戊申詔書ノ聖旨ヲ奉戴シ」としてお

り、その総裁は各警察分署長である。<sup>96</sup>

内務省地方局嘱託であつた「地方改善」事業家、留岡幸助（一八六四—一九三四）はある講演の中で、宗教家、教育家の他にも「警察が関係せずしてこの部落の改善がされて居る処はない（略）警察官は実に必要欠く可らざる機関である」と述べている。<sup>97</sup>実際、どの地方でも「部落改善」事業には必ず警察官が関与したのであり、そこに「治安維持」というこの事業の国家的目的が明らかに表出されている。<sup>98</sup>

徳島県の『特殊部落改善資料』には「特殊部落改善の一端」として六項目が上げられているが、そのひとつは「婦女子に生業を授くる為機業・裁縫を習熟せしめんとし（略）相当の教授をなしつゝあり」とある。<sup>99</sup>同県では「部落改善」事業の一環として、部落婦人に機織業も伝授していたようではあるが、それがある程度の成功を収めたのは板野郡のみであつた。同資料に収録されている「特殊部落職業郡別表」によれば機織女工一名が<sup>100</sup>いるのだが、その全員が板野郡に集中している。しかし、それら機織女工が板野郡の部落全女性人口に占める比率はわずか〇・四弱に過ぎない。県全体を眺めた場合、「生業を授くる」という「部落改善」事業の目的は到底達成されはしなかったと言わねばならない。

県レベルで日露戦争中、一九〇五（明治三八）年より「部落改善」事業に着手し、全国に先駆けた官製「部落改善」事業の「模範県」とされていた三重県にも部落民女工関係の資料が存在する。

『伊勢新聞』は次のようなことを報道している。三重県では「婦女の業務改良の一端としてメリヤス製造業講習の爲め今回本県特殊部落より四名の講習生を六ヶ月間大阪市の某工場に出すこととなり」、そのため「特殊部落改善員」竹葉寅一郎（一八六八—一九四五）が一九〇九（明治四二）年五月に飯南郡鈴止村の部落を訪れている。そして、竹葉は同村駐在巡查に案内され、鈴止村の部落で講習生となる可能性のある少女と面談し、本人および戸主の承諾を得た結果、「鈴止村より一人の講習生を出した」のである。<sup>(16)</sup>

三重県が実施していた「部落職業改善」事業によるこの大阪市内のメリヤス業者への講習生の派遣はその翌年にも行われ、「何れも意外の成績」のため、数名が「大阪北区岩井町二丁目莫大小業田中胡四郎方へ派遣」されている。<sup>(17)</sup>

これに関して大阪市教育研究所研究員（当時）の白石正明は「部落の人びとのメリヤス工業への従事も、安い労働力を求めたこれらの業者の働きに対応するものであったろう」と述べている。その要因も当然無視はできないであろうが、当時「安い労働力」そのものは部落以外においても

決して「不足」はしていなかった。それにも関わらず、現在とは比較できないほどに部落民に対する前近代的差別意識が濃厚であった今世紀初期の段階で、なぜ部落民女工が雇用されていたのかは、「安い労働力」という観点のみからは解明できないのではなからうか。繊維産業において部落民女工が他の女工よりも明らかに低い差別賃金で雇用されていたと実証的に証明されない限り、「安い労働力」のみを部落民女工雇用の主因として説明するのにはかなりの無理があろう。

部落民講習生（女工）が新聞紙上において「意外の成績」と評価されていた点に筆者は注目する。なぜならば、部落民には「正常な労働」が期待できないという差別意識の現れが「意外」という表現であるからである。しかし、現実に部落民女工は良く働いたのである。当時の部落の生活では、子供といえども、決して遊んで暮らしていたわけではない。不就学児童が非常に多かった（もちろんその理由としては経済的要因だけではなく、学校教育からの排斥といった差別要因も存在した）のも周知の事実であり、特に女子の場合にその傾向が顕著であった。部落の多数の子供たちは学校へ通うことさえできず、家計を助けるため働かざるを得なかった。女子の場合には莫仕事や草履作りの手伝い、薪集め、それに子守などであった。子守のため部

落外の家庭へ子守奉公に出された女子も多かった。

つまり、繊維産業が労働者に課していた非人間的な厳しい労働条件は、部落の子供たちがすでに家庭で経験済の労働の過酷さに比べれば、取るに足りない悲惨さであったのではなからうか。また、当時の部落で三度の食事が毎日満足にできた家庭は一般的ではなかったろう。ところが、その子供たちが工場へ就職するとその食事を得ることができた。

周知のように、この工場での食事は非常に粗末な内容ではあったが、どれほど劣悪な食事であろうとも、食べる物がない状態に比べれば明らかに「改善」であったのである。工場労働を厳しいとは受け止めず、食事も支給される会社に対して部落出身の女工はなんら不満を持たなかったに違いない。そのため、部落に対する強い差別観念が存在したにも関わらず、部落民女工は会社にとって、客観的には「従順で一所懸命働く」良い労働力として機能していたのではなからうか。

また、繊維産業と部落婦人との労働に関連して「部落改善」事業の一環として遂行された事業には、機械伝授や講習生派遣以外にも、部落内での工場建設、あるいはその誘致があった。

愛媛県新居郡大町村では一九〇七（明治四〇）年頃に、

同村の部落に機業家白川三造が「自費を擲つて分工場を（略）設けて製織を開始」した。最初、この事業は軌道に乗らなかつたようではあるが、一九一一（明治四四）年には「該部落の婦女子は一般に技術上達して彼等の為には有益なる事業」になったと『愛媛新報』は報じている。そして、同年二月には警察署長、駐在巡查、村長などからも賛同を受け、「同村の特志家十数名」が白川の計画を援助し、「同部落に完全なる織業場を設置し該部落の共有物として寄附する事となり（略）、建築に着手する事」とな<sup>(18)</sup>った。

この大町村の「部落改善」事業を、後に融和運動家の大江卓（一八四七—一九二二）が「婦女子ヲシテ織業ニ就カシメ一面之ニ依テ生計ヲ助ケタルト同時ニ一面風俗矯正ノ一方法（略）各自ノ貯蓄ト為スノ制ヲ立テ（略）納税ノ成績モ極メテ良好」と賛美し、高く評価している。<sup>(19)</sup>

三重県でも安濃郡雲林院村の部落において、一九一〇（明治四三）年に「婦女子に適當なる織布の業を授け兼ねて風俗改善に資する」との目的で、「郡長、警視、村長、部落総代等」の計らいによって、部落の有志六名が「金七百五十円を投じて六十四坪の工場を建設し一切無償にて部落へ貸与」した。そして、同郡新町にあった富田第二織布工場（一九〇六年創業）の織機三二台を据え付けた同工場

分工場が、雲林院村の部落内にて創業を開始したと『伊勢新聞』は報道している。<sup>(21)</sup>

滋賀県犬上郡豊郷町でも「部落改善」事業に参与していた郡長、今井兼寛（一九〇八年から一七年在職、後に中央融和事業協会の地方改善部主事）が、一九一一年（明治四四年六月竣工の授産場において、大町部落における「勤儉貯蓄」を目的として一九一三（大正二）年頃に「近江麻布の織機五〇台を据えて、部落の婦女子五〇名を働かせ」た、と大町出身の滋賀県同和教育研究協議会の徳島法融が報告している。だが、「始めは多数の女子を収用して織布業に従事せしめた」この大町授産場も結局は失敗に終わり、一九二〇（大正九）年四月に閉鎖せざるを得なかった。<sup>(22)</sup>

融和事業の目的（風俗改善、治安維持、貯蓄、納税など）遂行のため、これら部落内での工場建設やその誘致は極めて有効な手段であったろう。しかし、差別撤廃のための最重要課題、部落民への安定した職業の提供は、その中で副次的な側面しか占めていなかったのではなからうか。

一九〇四（明治三七）年頃より矯風会を中心とする「部落改善」事業に着手していた奈良県でも、徳島県と同じように、「部落改善」事業の一環で部落婦人への機織伝授が実施されていた。「広島県下各地ニ於ケル同種族ノ婦女子ヲ募集シテ専ラ機織ノ伝授ニ従事シ、直接ニハ彼等ノ業務

以テ漸次之ガ改良ヲ要ス之ニ代ルベキ職業ハ地方ニ依リ同一ナラサルベキモ女子ニ在リテハ機織ノ如キハ最モ適當ナルモノ」との記述をしている。<sup>(23)</sup>

この論文のように、差別の原因を部落の側に求めるのは「部落改善」運動の持つひとつの特徴であり、部落がその職業ゆえに差別されているという「理論」は本末顛倒である。穢多身分に多様な利益を保証していた草場権のうち、幕藩体制中期以降には忌嫌われた斃牛馬処理や皮鞆の権利のみが穢多村に残されたのであった。これらの仕事を部落民は明治維新以降、その自由意思で選択したのではなく、生活のためやむを得ず続行した。「解放令」以降も存続した「身分」差別のため、部落民は、阪神地方のマッチ産業や北九州地方の石炭産業など、その劣悪な労働条件、低賃金のため一般的に敬遠されていたごく少数の産業部門を除いては、職業を自由に選択できなかったからである。

「部落改善」事業が本来問題とすべきはこの点であった、多くの部落民が「履物及皮革類ニ関スル職業」に従事せざるを得なかった点を、部落民に対する差別存続の原因とするところに「部落改善」運動の限界が示されている。また、明治期から部落零細皮革業は、部落外資本の進出によって、すでに没落の道を歩まされていた。皮革業の従事が差別を受ける主因のひとつであるかのごとき意識を部落

ヲ改良シテ生産ノ増加ヲ図リ、間接ニハ品性ノ高上ヲ期セシ」という名目で、一九〇二（明治三五）年九月には南葛城郡掖上村柏原部落にて「機織伝習場」が設置されている。この機織伝習場の第一期伝習生として同部落七名、同年一月からは第二期伝習生として、同部落の他に北葛城郡の部落婦人をも含む計九名が機織伝習を受けている。<sup>(24)</sup>

一九〇九（明治四二）年の『大和新聞』には県知事が各郡市長に示した「特種部落改善方針」なるものが掲載されているが、そこでは「職業の改良」として、「女子織業の如きは最も適當なるものと信ず」とされている。<sup>(25)</sup> また、同年の「生駒郡矯風風地方委員会協議事項報告」でも「勤業方面当局者ノ斡旋」として「女子ニ機織ヲ教フルノ方法ヲ講スル事先ツ有志ノ婦人ヲ撰抜シ適當ナル教師ヲ聘シテ之ヲ伝授シ且木棉業者ヲシテ彼等ニ賃織セシムル様勧誘シ之ニ関スル経費ハ村費ヨリ支出（苦クハ寄付金）スルコト」と提案されている。<sup>(26)</sup>

部落の婦女子への「機織伝授」という意見は奈良県の融和運動関係者が根強く持ち続けた思案であった。法学士小原新三は一九一〇（明治四三）年に『国家学会雑誌』に発表した論文、「奈良県下ニ於ケル特殊民部落改善ノ方針」において、「職業ニ貴賤ノ別ナシトスルモ履物及皮革類ニ關スル職業ノミニテハ自毛卑ミ他モ輕侮スルニ至ルベキヲ

民の間に流布さすのは、客觀的には皮革業への部落外資本の侵入にさらに手を貸すことに等しいとしなければならぬ。<sup>(27)</sup>

愛媛県での施策は上述の各県より具体的であった。北宇和郡八幡村の部落にて一九一一年（明治四四）年に「改善を為すと同時に特殊民の婦女をして適當の正業に従事せしめ自立自活の途を啓くのを以て」製糸講習会が予定され、<sup>(28)</sup>「十八台の小製糸機械にて十才より十六才の少女廿六名の生徒が熱心に受業し、（略）一棟の工場を建築すべく目下工事中なり」と『愛媛新報』が二月に報じている。<sup>(29)</sup>

同年一〇月の『愛媛新報』は喜多郡に関して「特殊部落多きと、且つ製糸業の盛んなるが為め（略）義務教育の就学歩合は極めて不良なり」と報告している。<sup>(30)</sup> 部落の子どもたちの就学率上昇に「皇民化」教育普及も「部落改善」事業の支柱のひとつであったはずではあるが、上記一二月の『愛媛新報』記事を見る限り、学齢期の少女たちを工場労働者として教育し「講習」することの方が、それよりもさらに重視されていたようである。

「特種部落と製糸工場」と題する記事が一九一一年（明治四四）年八月の『愛媛新報』に掲載されている。北宇和郡八幡村にてある者が製糸場開業を計画したが、「特種部落の關係より女工として傭はるるものなく、止を得ず全郡

(略)の特種部落と合併し、全部落の女子をして製糸講習をなさしむること」になったという内容である。<sup>(31)</sup>部落婦人を対象とした製糸講習会が、全く経営者の意向に沿って実施されたことを明らかに示す資料である。

愛媛県では明治末期から中小製糸工場の創立が相次ぎ、同県は四国で最多の製糸会社を有する県となった。部落民に職を与えるということよりも、それら工場経営者の労働力需要に、つまり日本資本主義発展と国家目的遂行に「奉仕」することが、「部落改善」事業の一環として実施された製糸講習会などの主目的であったのではなからうか。

奈良県では大正時代に入ってからも機械を奨励する意見が奈良県の融和団体によって主張され続けた。一九一四(大正三)年から一九一六(大正五)年の間の「矯風委員規程」にも「女子織物業ノ如キハ最モ適当ナルモノト信ス<sup>(32)</sup>」という、まるで小原の文章を書き写したかのような文章が含まれている。そのような事業は、しかし必ずしも成功はしなかったのである。一九一四(大正三)年の「矯風事業現況一斑」には「女子ノ職業トシテハ機械ヲ奨励シ既ニ実施中ナル五条町大島部落ノ如キナレトモ又失敗ニ終リシ部落ナキニアラズ十分ナル調査研究ヲ遂ケ尚一層ノ奨励ヲ要ス」と報告されている。<sup>(33)</sup>

全国水平社創立者のひとりでもあり、上の資料で触れら

に安定した職業が確保されていたとはほとんど読み取ることができない。

一九一六年(大正五)年二月発行の『明治の光』誌上に「有益なる莫大小工場」と題して以下のような報告がされている。神戸に本店をもち、「外國貿易品を製作」するある会社が奈良市内に莫大小工場を創設し、一九一五(大正四)年三月に「事業を擴張して職工の大募集を爲し、同年九月松尾主任の同情に依り部落民を該工場に使用せんとし喜多氏をして之れが勧誘に盡さしめたり、部落の人にも最初職業に手慣れざるを以て幾分の懸念もありしが漸次技能を熟練しつゝあり、現今の職工人員は約一千名あり、(略)部落出身の職工は奈良市及附近の者約百名にして一般の職工(略)とは極めて圓滿なり、昨秋以來絶て小言を聞きし事なし、(略)西阪より約五十名、東之阪よりは十五六名、畑中よりは約十名、紀寺十名、古市より二十名内外通勤しているという内容である。この場合にも、部落民雇用の前提としては工場拡張による労働力不足基調が存在しており、部落民職工と他の職工との間に「小言」＝差別発言もなく、その関係が「円満」であることに對して会社側はある種の安堵感を示している点が見過ごせない。

「部落改善」事業の一環で部落内への工場誘致があったことは右で述べたが、部落やその周辺の土地が安価である

れている五条町大島部落の出身である米田富(一九〇一—一九八八)の聞き取りをさせていただく機会があった。米田は入院中で病床にあったが、記憶はしっかりとしていた。大島での機械は「子どもの頃、私もこの目で見てます。子ども連れられた女性もひとつころへ、共同作業場へ集めてカッチャンカッチャンと」、でも村の生活に「役に立つほどには」成果はなかったとのことである。<sup>(34)</sup>

機械奨励が実際には部落の生活改善とはなっていないかたようであるにも関わらず、一九一五(大正四)年四月に報告された「奈良縣矯風事業一斑」において「漸次實績の見るべきもの」として挙げられている事業のひとつ、「勸業方面」において「女子の職業改良を圖り町村費より補助を給し機械を傳習せしめたるに近來大和緋を織るもの漸次増加するに至れり殊に其業態は藁仕事に比し清潔にして収入亦比較的多きに依り改善上最も有望なり」と記されている。そして、ここでもまた「職業の改良」として相違わず「女子織物業の如きは最も適當なるものと信ず」と結論付けられている。<sup>(35)</sup>

全県的に実施されていた矯風会事業は、国家目的に合致した納税励行や教育面などでは一定の成果をあげていたようではあるが、それ以降の奈良県における部落民の職業調査結果から判断すると、「職業改良」事業によって部落民ことに目をつけ、そこに工場を創設する企業もあった。

夏山茂のペンネームを持つ東京府練馬部落出身の融和運動家、杉本重利の自伝的な「被差別者の回想録」には次のような記載がみられる。「わが練馬の部落内に紡績工場の設立さるゝと云う噂に、酷く關心を持った私は、大正九年に到り、噂が噂でなくなり、土地買収が開始されたので、極力これに反対した。(略)大正十年、煉瓦建、一萬餘坪の堂々たる大日本紡績株式会社練馬工場は、わが練馬の内部の地内に竣工した<sup>(36)</sup>」。

とにかく練馬部落の人を誰一人として採用しなかったといわれるこの工場側の甘言に乗せられ部落の地主は土地を手放し、工場執行と同時に「わが内部々落は、特殊部落としての外観を明瞭に發揮するといふ悲しむべき状態に陥ってしまった」。そして、「正門は東口に付く、内部寄りの西側は、黒板塀で密閉され棕櫚の晒葉に一大禁物の煙突から、汚物溜、炊事場、浴場、寄宿舎等最も人の嫌がる者が皆内部側に押しつけられ、「部落の里道を發掘して、部落内に汚水の排泄口を設け(略)臭い汚水を部落の中央に吐き出してゐる」と夏山は報告している。差別のため地価の安い部落の土地に目をつけ、工場が建設されても部落民には職を与えず、果ては工場公害によって部落の環境を悪化させ、それによって棕櫚葉の下駄表という練馬の地場産



業にも打撃を与えたこの工場の設立も、明白な部落差別の形態として見過ごすことはできない。

練馬の部落内に設立された会社は、この回想録で「大日本紡織」となっているが、文献資料上は同名の会社が確認できなかった。練馬部落のルポにおいて本田豊はその工場名を「カネボウ」としており、練馬支部作成の映画「熱と光をこの子らに」においても鐘紡工場となっている。<sup>(42)</sup>練馬支部で収録した証言でも、練馬部落に隣接して建設された繊維工場が鐘紡であったことが判明した。<sup>(43)</sup>

鐘紡社史をみると、同社は一九四一（昭和一六）年九月に東洋紡織工業（＝東洋モスリン）を合併、東洋紡織の練馬工場が鐘紡の工場となったが、その翌年、戦時中における民需工業から軍需工業への転換期に練馬工場は兵器工場に転換された。そして、敗戦時からまた鐘紡の綿紡工場となり、一九四八（昭和二三）年六月に毛織紡績となった。そして、一九七〇（昭和四五）年一二月をもって練馬工場は閉鎖されている。<sup>(44)</sup>

## ② 融和事業

一九二五（大正一四）年九月に中央融和事業協会が設立されるが、その頃から「地方改善」事業に変わって、「融和」事業という名称が使用されるようになった。「部落改

善」団体による前述のような講習会は、部落民の「経済的自活」が融和運動によって提唱されるようになった昭和恐慌期に再び注目されるようになった。

一九三二（昭和七）年八月の中央融和事業協会機関紙『融和時報』によると、広島県共鳴会（一九二一年設立）顧問の河野亀市（一八八五年〜？）が、一九三二（昭和七）年春から「郷里雙三郡三良坂町に授産組合を設け、屑繭、玉繭を利用して、製絲、織物等の家内工業の指導奨励を始め」た。その「講習に集まったものは婦女子三十名で、その顔振れは内部のものが主」であったということである。<sup>(45)</sup>

一九三五（昭和一〇）年に発行の共鳴会機関紙第二次『共鳴』第四二号でも、「雙三郡三良坂町に於いては、同町篤志家河野亀市氏主唱のもとに三良坂町授産組合を組織し、同地方に於ける屑繭の整理加工を主とする製絲織機の技術を地方婦女子に練習修得せしめ家庭経済更正の一助たらしむべく昭和六年十二月經費六千圓を投じ授産場を建設し、整經機、織機、製絲機等を設備し」た、と報じられている。<sup>(46)</sup>また、同年版『融和事業年鑑』にも「昭和九年度の状況」として、やはり広島県双三郡三良坂町の「製織授産事業」が紹介されている。<sup>(47)</sup>

昭和恐慌下とそれ以降、部落での経済生活は一層悪化

し、部落繊維女工の関係でも一九三〇（昭和五）年に中央融和事業協会嘱託の山本政夫は、「製絲、紡績工場よりする子女の送金のみが、その部落に纏まつた金の這入る時であるといはれるところが少なくなかつた（略）最近における財界の不況に伴ふ製絲・紡績工場等の不振は、殆んどその極に達しこれ等の女工をして勞働賃銀の低下と失業者の續出を來さしめ、その結果當然これ等の部落農民の經濟生活にも甚大なる影響を及ぼさざるを得ない」と『融和事業研究』で報告している。それから二年後の『融和事業研究』においても、高知県公道会主事が「漁民部落では従來その娘を、女中又は女工として京阪地方其他に出稼せしめ、それらよりの送金によつて生計を立て、居る者が少なくないが、それらも旅先の収入減から自然送金も困難となり」と報告している。<sup>(48)</sup>

また、『融和時報』には一九三二（昭和七）年七月号より「餓死線上を彷徨ふ部落」と題するルポ記事が連載されている。群馬県のある部落に関する記事においては、「婦人はどうか？ 製糸業の不振で女工に行つてゐるものが歸農して遊んでゐる」、また長野県の部落に關しても、「製糸業不振の爲め十五人の女工の収入は激減し一人一日の工賃は十錢乃至十五錢程度、殊に多兩線糸機の出現によつて失業女工五名を生じ」たと報告されている。一九三四（昭和

九）年に至ってからも、『融和時報』に「製絲工場に行つてゐる女工達も失業地獄に喘いでゐるに相違ない。殊に全地区の處女の七〇％以上が製絲工場の女工となつてゐる長野縣の如きは、その實情を推測するだに一掬の涙なきを得ない」と書かれている。<sup>(49)</sup>

経済的不況時には多くの部落民製糸女工が、最初に解雇の犠牲となつたのではないかと思われる。以下で見えるように、昭和期には多くの製糸女工が長野県の部落から輩出されていたのだが、彼女らが製糸工場に採用されるようになったのも、時期的には最後であつたようである。

長野県北佐久郡における某学校の一八八二（明治一五）年就業調によれば、部落以外の地域では女子の不就業理由として「女工」とされている児童が三割以上存在するのだが、部落において「女工」を不就業理由とするのは皆無である。<sup>(50)</sup>部落における不就業理由の全てが「保児」、つまり子守である。この資料からも、明治期に部落の少女たちが製糸女工にも採用されなかつたのは明らかである。部落民が製糸女工として雇用されるようになるのは、早くとも明治末期、それが一般化するの是一九二〇年代、大正中期になつてからであつたと思われる。

女性問題作家林郁はその小説「糸の別れ」において、長野県下諏訪の製糸工場での「明治四十四年」の状況を描い

ている。その小説には次のような個所がある。「生まれも器量も学校も関係なく、目に見える生糸で競うだけだ。こんな公正で新式な制度は日本の国、始めてのことだぞ。支那人、鮮人、琉球人でも成績を上げれば金になり、勝てるだでな。チョーリッポ（被差別部落民）だって製糸家は採用しとるだで」といった内容の工場見番による訓話である。

だが、この内容は時代考証的にいくらか無理があるのではなかるうか。明治末期における部落民の製糸女工を示唆する資料も確かにあるにはある。帝國公道会（一九一四年創立）の機関誌『社会改善公道』の一九一九（大正八）年八月号に、当時「二一」歳であった南佐久郡の部落出身の娘の次のような経歴が記されている。「十二三歳の頃諏訪郡岡谷の製糸場丸一（一八九四年創業の片倉製糸工場、注）の工女となり年々こゝへ出稼したが一昨年は白田町佐久丸五製糸場に勤め昨年は小縣郡（略）の東上館の工女となつた」。すなわち、一九一〇（明治四三）年頃からこの娘は製糸女工となつていたことになる。だが、この女性が「一昨年」、つまり一九一七（大正六）年に丸五製糸の女工であったとの記述の信憑性ははなだ疑わしいとせねばならない。というのは、「南佐久郡白田町」の「丸五製糸場」の「起業年月」は「大正七・四」であり、一九一七

（大正六）年にはまだ創業もされていなかったからである。この女性が一九一〇（明治四三）年頃から製糸女工として働いたことを事実と仮定しても、それはむしろ例外的であり、部落民製糸女工が大量に雇用されるようになるのは、大正期に入ってからのことであった。

長野県の製糸業における沖繩人女工に関していえば、諏訪製糸同盟の資料に沖繩出身の労働者が初めて登場するのが一九二四（大正一三）年。同資料に朝鮮人労働者が初めて記載されているのは確かに日韓併合の翌年、一九一一年（明治四四）年だが、その人数は四人と少数であり、その四人は男性であつたのではないかと思われる。つまり、明治末期には沖繩人女工も朝鮮人女工も、一般的には部落民女工も、まだ長野県の製糸工場には採用されてはいなかつたということである。未だ、日本の企業家たちは、著者が見番にいわせしめている程には、「近代」的思想を持っていなかったのである。彼らがそのような資本主義的近代合理主義を受け入れざるを得なくなるまでには、第一次世界大戦中から後の労働力不足に絶対的の女工不足の到来を待たねばならなかつた。

日本紡績産業は当時ちょうどその本格的独占段階を迎え、巨大紡績と中小紡績との格差が明瞭となる。日露戦争開戦前年の一九〇三（明治三六）年と第一次世界大戦勃発

の一九一四（大正三）年との間、紡績会社総数は中小企業の倒産・廃業によって二割ほど減少し、一五万鍾以上の大企業六社のみで全鍾数の六三%を占めるようになっていた。また、その間に紡績労働者は七三、六三一人から一四、四一四人へと激増しており、それら労働者に占める女工比率も八〇%と相変わず多し。

農商務省による『大正六年工場監督年報』当時の「職工ノ電要供給状況」は以下のような状態であつた。

時局ノ好影響ニ因リ各地方ニ各種工場興起シ既設工場ノ擴張新規工場ノ増設及各種副業ノ發達等ニ依リ職工ノ需要一層激増シ爲ニ各種工業ヲ通シ前年ニ比スレハ著シク職工ノ缺乏ヲ告ケツ、アリ殊ニ農家好景氣ノ爲収入増加シ工場生活ニ子女ヲ送ルコトヲ好マサルモノ多キヲ加ヘタルト從來ノ供給地ニ於テモ各種工業勃興シタル等ノ爲供給昔日ノ如クナラス加之他府縣ヨリ供給地ニ多數ノ職工募集者侵入シ互ニ激烈ナル競争ヲ爲スニ至リ供給地ニ於テスラ自然職工ノ不足ヲ苦痛トスルカ如キ現象ヲ呈スルモノアルニ至レリ職工ノ不足ハ延テ各種工業ニ職工争奪ヲ演出セシカハ工業主ハ自衛上職工ノ待遇ヲ改善シ職工移動ノ制禦ニ腐心シツ、アルモノ多ク中ニハ職工ノ拂底ヲ補充スルカ爲朝鮮人ヲ使用スルモノアルニ至レリ

朝鮮人女工のみならず、部落民女工の本格的雇用もこの時代を待たねばならなかつたのであり、沖繩人女工の採用に至つては一九二〇年代半ばからであつたようである。

### ③ 各地融和団体による繊維業関係の活動と 繊維企業家による融和運動への関与

一九二〇年代中頃（大正末期）より戦時中にいたるまで、融和団体による紡績・製糸やその他の繊維業関係会社での「講演会」が頻繁に開催されている。工場で差別事件が惹起し、それが講演会の開催と結び付いたような場合もあるが、必ずしもそうであつた訳ではなく、スローガンの「融和思想徹底」などがその基底をなした場合が多いようである。

中央融和事業協会は講師として三好伊平次（一八七三—一九六九）を派遣し、一九二六（大正一五）年一月に「日本紡績郡山工場」で「講演會」を開催している。「日本紡績」と記載されているが、正確には大日本紡績の郡山工場（一八九三年創立の郡山紡績が一九一八年に大日本紡績郡山工場となつた）のことである。各地の大日本紡績工場に多くの部落民女工も就労していたことは聞き取り調査によつても確実であるが、戦前文献資料上も判明する。帝國公道会の『社会改善公道』にも、年令が当時「二十年」で尼

ヶ崎市大日本紡績會社寄宿工」であった女性の「就職口依頼」が一九二〇（大正九）年に掲載されている。<sup>(68)</sup>

「被差別部落の及びとの監督と統合を目的とした帝國公道会の高知県版」が高知県公道会（一九一九年設立）であった。この高知県公道会は一九三〇（昭和五）年七月、「女子労働者を主眼とする」講演会を「赤野村藝西製糸會社」、「奈半利町藤村製糸會社」（一九一七年操業）と、「町にある三つの製糸會社と絹織物會社との労働者」を集めて「安藝町公會堂」にて開催している。一九三一（昭和六）年二月には信濃同仁会（一九二〇年設立）が長野市の「純水館製練場」にて「工場内の融和思想普及徹底を期する爲融和問題講演會開催」、また「小諸、八代の兩純水館製練場に於ても同様講演會開催」と報じられている。<sup>(69)</sup>同年三月の「融和週間」には山口県一心会（一九二四年設立）が社会事業主事を派遣して、「日本人造絹糸」で「工場従業員に對する講演會」を開催し、一九三二（昭和七）年三月にも嘱託講師を派遣して、宇部紡績でも「工場従業員に對する講演會」を開催している。<sup>(70)</sup>

滋賀県昭和会（一九二八設立）は一九三三（昭和八）年一月に「會社工場代表者と融和事業懇談會」を開き、招かれた代表者には「鐘紡、日出紡織、東洋麻絲紡績、岡崎製織、八幡製絲場、近江帆布、江州メリヤス、東洋レーヨ

ン、昭和レーヨン、朝日ベンベルグ絹絲、日本ビロード」など県内繊維會社関係の人物も少なくない。<sup>(71)</sup>

七月に日中全面戦争の開戦となった年、一九三七（昭和一二）年三月に岡山県協和会（一九二〇年設立）も「會社、工場、銀行、病院、百貨店の人事主任中心の融和問題懇談會を開催」している。繊維業関係でそれに参加したのは、「倉紡北方工場、倉紡備前工場、倉紡絹糸、倉紡絹織、岡山織布」などの會社・工場関係者であった。<sup>(72)</sup>聞き取り調査の結果、倉紡各工場に多くの部落民女工が採用されていたことは明白であるし、後述するように倉紡の社長は、「協和問題（部落問題、引用者注）にも関心を持っていた」とされる大原孫三郎（一八八〇〜一九四三）であった。

軍国国家日本で「紀元二千六百年」に関係する「祝典」が盛大に執り行われたのは一九四〇（昭和一五）年であった。その年の三月に高知県公道会も「紀元二千六百年の國民融和強調運動」の一環で、「高知市天満織物、群是製糸、片倉製糸、藤村製糸」で講演會を開催した。<sup>(73)</sup>

部落民女工の出身が暴かれた場合、同業の非部落出身の女工たちに工場・寄宿舎でどのような差別的状況に曝され、部落民女工がその下で就労しなければならなかったかが判明する当事者からの投書が、一九三一（昭和六）年八月の『融和時報』に掲載されている。「〇縣H町のS製糸

所で働くことになった「岡子」と名乗るその女性は群馬県の部落出身であり、以前に群馬県融和会（一九二六年設立）の講演會を聴取したことがある。「工場従業員や、工場関係者が融和問題に無理解であることはこちらへ来て始めて知った」、「多くの工場内には、今日でも随分問題化されるやうな事實があるのではないかと思ひます。それが別に問題にならないのは、わたし達の同志が見ても見ぬ振りをし、聞いても聞かぬ振りをして忍従して居るから何等問題がないやうに見えるのであります。「隣村から十名程（一般側）来てゐますので、その人達が冗談半分に他の人達に〇〇といふ姓は〇〇に相違ないと話したために、それ以前は非常に親しく交際してゐたお友達迄が急に變な氣持ちになつたと見えまして、〇〇と一緒に寝るのは嫌だとか〇〇は臭いとか、仕事が下手だとか、その他色々なことを言つて馬鹿にされます。「早速手紙で其迄色々お世話になつて居た縣融和の〇〇先生にそのことを」知らせると、「何も言はずに熱心に働いて居りさへすればよい、無理解な人には工場主の方から理解せしむるやうに手紙を出すから」と返事がきた。「岡子」は「知らん顔して熱心に働いて居りますが、その我慢は容易なものではありません」と訴えている。<sup>(74)</sup>融和団体が被差別者の痛みをいかに省みず、差別問題が起きて形ばかりの「解決」しかできなかったこと

を示す資料といえよう。

融和運動家による部落内工場の誘致もある。大阪府泉南郡融和運動の中心人物であった淡輪村峰地藏部落（現岬町）の堀田又吉（一八七〇年〜？）は、和歌山県加太町で機械工場を経営していた長岡彦七に、「この工場を當地に移し經營して呉れるならば、その敷地として自己所有地を提供し女工は必ず周旋する」と働きかけ、一九二四（大正一三）年に同部落への工場誘致に成功している。そして、「部落内の女子は約五十名、男子は約十名ほど働く」ようになったこの機械工場によって融和運動の目的は達成されたようである。同和奉公会大阪府本部発行の冊子によれば、「月々少なくとも壹千五百圓餘の収入を得らるゝ様になつて、日々の暮しがゆたかになり、共同貯蓄にも油が乗るし、一家揃つて樂しきその日その日を送り、希望と感謝とに満ちた生活を営む様になつた」とのことである。<sup>(75)</sup>この堀田による活動と「峯地藏」での「五ヶ年強制貯金」に関する記事は、『融和時報』にも掲載されている。<sup>(76)</sup>

なお、泉南地域の部落では他にも工場建設がなされ、多奈川村小田平部落では、「地方改善の意味から同村落の婦女子に適當な職業を與へるため村營の織物工場建設を計畫し」その「落成式と開業式」が一九二五（大正一四）年一月に行われた。また、一九二〇（大正九）年発行の行政

資料は、同郡鳴滝部落で「先年織布工場二個所を設けて機台九十を据え又一煉瓦工場を設けしより以來村民の風俗漸次醇良なるに至れり」と報告している。<sup>(77)</sup>

福岡県の住職、光応智覚（一八七八—一九二〇）が一九一四（大正三）年に創設した「部落改善」団体の公明会は大分県にも影響を及ぼしていたが、創立年に「大分市に於て開始したる本社基本金募集の運動」に、大分紡績専務取締役も「二十円」の寄附をしている。<sup>(78)</sup>この大分紡績（一九二二年設立）は一九二一（大正一〇）年より富士ガス紡績大分工場となったが、一九二二（大正一一）年暮の新聞報道によれば、同工場での女工総数は二、五二二人であり、その七百名は沖繩の出身、朝鮮の男女工共五九六名ということである。<sup>(79)</sup>つまり沖繩・朝鮮出身の労働者のみで全労働者の約半分を占めていたことになるが、部落民女工も同工場に採用されていたかどうかは確認できていない。

兵庫県清和会（一九二三年結成）の副会長は日本毛織株式会社（一八九六年創業）の創立者、川西清兵衛（一八六五—一九四七）であった。この川西が一九二六（大正一五）年に中央融和事業協会より表彰されている。「自己の経営する多くの会社工場従業員は努めて部落より採用し、（略）融和団体のためにも多大の私財を投じて部落の経済発展を図」ったというのがその表彰理由であった。<sup>(80)</sup>日本毛

織姫路工場の拡張と関わって「敷地買収にあたっては、面倒な事件が引つづいて生じたが、八年（一九一九年、引用者注）に円満な解決をみ」たと社史に記されている。<sup>(81)</sup>実はこの姫路工場に隣接して城東部落があり、「拡張に伴ひ部落全部を移転すべき交渉纏り、（略）大正九年十一月全戸の移転を了するに至ったのである」。<sup>(82)</sup>自社工場拡張のため、そこにあった部落全体を半ば強制的に移住させることと、その五年後の「融和事業功労者」としての表彰とはどう繋がるのであろうか。なお、飾磨郡四郷村の「部落改善」事業に関わる大正末期頃の資料に、「姫路毛織ニ区长自ら交渉、十名入社約束済」との記載があるが、この「姫路毛織」とは日本毛織姫路工場のことであったのではないかと思われる。

一八八八（明治二一）年に大原孝四郎を中心として倉敷紡績が設立されたが、孝四郎の二男が一九〇六（明治三九年）から倉紡取締役社長となった大原孫三郎である。孫三郎が社長に就任した翌年に原澄治（一八七八—一九七三）が倉紡へ入社したが、原は後に倉紡相談役として孫三郎の「番頭」的役目を果たした。「大正九年六月二十九日（略）大原孫三郎・原澄治（略）の諸氏、倉敷市に会合して部落改善に関する協議を為せり。（略）同年七月二十三日岡山県物産館に部落改善有志会を開催、（略）八月五日新団体

創立大会を開き（略）九月十九日愈々創立総会を開催して岡山県協和会」を結成、その会長に大原孫三郎が選任された。だが、「昭和五年三月大原会長（略）の辞職（略）、副会長に（略）功労者原澄治氏の就任を見た」。<sup>(83)</sup>倉紡の大原や原は「同情融和」的観点から協和会に関係していたものと推測されるが、彼らが寄付行為以外にどのような形で融和運動に関与していたかを具体的に示す資料は発見できていない。

### 三、統計資料

#### ① 融和運動関係

昭和恐慌期より経済的施策が融和運動の中軸となり、中央融和事業協会や各県における融和団体による様々な部落の「産業経済調査」が実施されている。これらの調査報告にも繊維女工関係の資料が散見される。

全県的に実施され、多くの農村部落をも含む調査としては信濃同仁会（一九二〇年設立）が一九三一（昭和六）年一〇月一日に実行した、三、六一六世帯対象の「第二回融和事業実情調査」がある。同調査からは長野県内部落での製糸女工の実情がかなり具体的にとなる。「部落経済問題に

関する若干の考察」と題された同調査報告は上下に分かれており、信濃同仁会主事の成沢英雄によって『融和事業研究』に掲載されている。部落における「一三歳以上二五歳までの男女の職業状態調査を見ると、女子総数二、一五〇人のうち、「家業以外の職業に従事する者」が「一、六三〇人、七五・九弱」%であり、その中で製糸工は「一、五五六人、九五・五弱」%と、その圧倒的多数を占めている。<sup>(85)</sup>若年女性総数の中でも七二・四%を製糸女工が占めており、昭和初期には長野県の若い部落女性の重要な職業が製糸女工であったことがわかる。

同調査報告によれば、部落農家の約七三%もが五反未満の耕地のみを所有する貧農である。当然、これらの農民は農業収入のみでは生計の維持が不可能であり、そのため娘たちを製糸工場へ送り込まざるを得なかった。そして、それら女工たちの収入とその送金によって部落農民の多くは、最低生活費の獲得がcaろうじて可能となったのであった。

一九三一（昭和六）年一月発行の『融和事業研究』掲載の伊藤藤次郎論文「部落経済問題の一考察（上）——次城縣下部落の實情を中心として——」には、一九二〇（大正九）年の次城縣での部落職業別調査が紹介されている。それには副業的に紬糸紡に従事している二八人も含まれているの

だが、その人数の比率は全就業者の1%にも満たない。また、具体的な統計数字は全く示されていないのだが、「出稼人の従事する業態別を知り得ないのを遺憾とするのであるが他府縣に多く見出される例の如く、部落の子女が製糸、紡績工場等に備はれるものが多いを占めて居るのであるまいか」との推測がなされている。<sup>(86)</sup>

また、一九三二(昭和七)年九月発行の『融和事業研究』には、兵庫県清和会(一九二三年設立)の理論的指導者であった内海正名による、次のような記述がある。兵庫県下では「部落の婦女が近時著しく紡織會社等の方面に行くが彼女等に對して特別の保護をなす必要を痛感する」<sup>(87)</sup>。これらの資料によつて三〇年代に入つてから紡績・製糸女工が部落にかなり多数存在していたことが明白に裏付けられる。

中央融和事業協会主催の「融和事業全国協議会」が一九三二(昭和七)年九月に開催され、そこで「部落経済更正運動」の方針が打ち出された。<sup>(88)</sup>各地融和団体はそれ以降、部落経済調査をいくつか実施しているが、県規模で実施されたそのような部落経済調査としては、県知事が会長に就任していた兵庫県清和会による一九三三(昭和八)年九月の調査がある。

同調査では「出稼移民状態」という項目も設けられてい

表1：兵庫県清和会『部落経済調査』  
にみる女性出稼人数<sup>(89)</sup>

郡名	女工	女中	芸娼妓
川辺	0	3	0
美方	0	2	0
朝来	45	25	8
揖保	54	104	4
有馬	5	28	3
美夔	4	24	5
明石	2	20	0
多可	1	28	0
赤穂	7	39	0
加東	14	19	2
武庫	1	0	0
加西	17	35	1
加古	119	81	1
飾磨	20	19	3
印南	51	12	0
穴栗	61	56	1
三原	6	39	0
神崎	89	30	2
出石	0	0	0
城崎	16	26	0
作用	12	37	0
多紀	1	50	1
養父	13	61	9
津名	24	69	8
永上	46	191	5
	↓	↓	↓
合計	608	998	53
比率	36.6%	60.2%	3.2%

のが加古、神崎、穴栗、揖保、印南の諸郡である。飾磨郡自体では女工人数が二〇人とさほど多くはないが、福島紡績姫路工場(一九二二年創業)や日出紡績姫路工場(一九一七年創業)など、部落民女工の雇用が確認できる紡績企業いくつかが姫路市に存在していた。

女工募集の形態が囑託募集であった場合、会社近辺の地理に詳しく、どこが部落であるかも知っている地元女工も働いていて、部落民女工の出身が容易に判明しかねない部落近辺の会社へよりも、募集人たちは部落民女工を、顔見知りもない遠隔地の工場へ送っていたのではないかと推測する。会社職員による直接募集でも、会社の近くにある部落よりも、比較的遠い部落での女工募集が行われたのが

るが、この出稼者はその職業別に把握されており、「女工」という項目もある。一般的に女工という言葉は繊維女工を意味すると見て間違いないだろう。しかし、この調査で「女工」と明記されているのが、紡績女工なのか、それとも製糸女工、あるいはそれとは別の繊維女工(例えば織布女工や製麻女工など)であるのかは残念ながら、この調査結果の統計表である『経済調査表』からは判明しない。また、この出稼者が県外出稼者であるのか、それとも県内出稼者をも含むのか判明しないが、恐らくは県内出稼者も含んでいるのではないかと思われる。同調査において「店員、徒弟、日傭、女中、女工、芸娼妓」などの出稼者として把握されている者の中、女性関係の後者三職業総人数は一、六五九人である。「女中」が九九八人(六〇・二%)で最も多いが、「女工」も六〇八人(三六・六%)で、決して少なくはない。

この女工は各郡に平均して分散されているのではなく、特定の郡に集中している(表1参照)。全郡中、女工が最も多いのは県中央部の加古郡(一九九人)、神崎郡(八九人)である。それに次ぐのが県西部の穴栗郡(六一人)、揖保郡(五四人)、南部の印南郡(五一)である。揖保郡を除くこれら郡では女工人数が女中人数を上回っている。姫路市は飾磨郡にあるが、この飾磨郡に隣接している

通常であったようである。だが、それは決して部落民女工を他の女工による差別から「防衛」するためではなく、会社運営の妨げとなる、起こりかねない差別事件を前以って防止するためにのみなされたのであろう。

第一次大戦後、日本の独占資本がさらに進展した反面、労働運動も本格化し、飛躍的な発展を遂げた。増大し「過激化」する労働者階級の闘争から自らの利益を守るため、企業家たちは苦難した。また、一九二二(大正一一)年三月の全国水平社創立後、部落民がもはや差別を黙認せず、それに対して徹底的な糾弾闘争が勃興するようになる。経営者や工場管理者の「心痛」はもうひとつ増えた。自企業・工場内で差別事件が起こり、水平社に糾弾されるとい

う心配である。

そのような「危惧」を見事に代弁しているのが、日高紡績常務取締役の塩路淳之助である。和歌山県日高郡御坊町の日高紡績（一九一九年創設）は同町島部落に隣接して建設され、多くの部落民女工も雇用していた。一九二三（大正一二）年五月、和歌山県水平社創立大会開催の二日後、『和歌山新報』は「差別撤廃の急進鋒一ぐつと碎けた富豪」と題する塩路に関する記事を掲載している。それによると塩路は「紡績工場内で職工同志の間に差別的言辭を弄して思はぬ騒動が勃發」しては困ると、部落の優良児への学資の支給や改良住宅建設のために自己所有の土地を提供するなどの「融和」的事業に着手する計画を早速発表している。<sup>90</sup>

姫路市において実際、「女工の中に少数の部落出身も」おり、「女工の間で集団の差別がひんばんに起こっていた」福島紡績に対し、一九二三（大正一二）年夏に「会社の責任を追究することを第一目標とした」高木・庄田両水平社による糾弾闘争が展開されている。そして、会社の「人事課長に責任をとらせ、差別者に謝罪状をとって」、この福島紡績差別事件は解決した。<sup>91</sup> なお、ここで述べられている糾弾闘争は、当時の新聞など文献資料によって確認はできない。

この部落での経済生活がいかに劣悪な状態に置かれていたかは推測できる。さらに、そのような経済状況の下、製糸（女）工（就業人口の二二%弱を占める）として出稼ぎしている村民の送金が、極めて重要な役割を果たしていたであろうことも、想像に難くない。

なお、この部落民製糸女工がいた岐阜県大野郡高山町は、諏訪方面で製糸女工として働いた少女たちが野麦峠を越す前に経由していった町である。一九一〇（明治四三）年六月には国鉄中央線が、そして一九三四（昭和九）年一月には国鉄高山線が開通するが、大野郡や益田郡の人たちにとっては、「鉄道が開通しても野麦峠を通ることが一番便利な道」であったとされている。<sup>92</sup> すなわち、一九三〇（昭和五）年前後、高山町の部落民製糸工たちは野麦峠を越えて信州へ働きに行っていたであろうし、野麦峠を越えて製糸女工となった多くの女性の中には、部落民女工も当然含まれていたに違いない。

## ② 行政関係

一九一八（大正七）年夏の米騒動以降、融和対策は強化されていき、全国の部落の視察・調査が、帝国公道会などの融和団体のみならず、行政や官憲によっても実施された。同年七月内務省は、「全国に亘る細民部落の調査を行

全国水平社創立の約一年後、水平社の基本的闘争戦術が差別者の「徹底的糾弾」であった時期に、直接の差別者のみならず、その差別者を雇用する会社の責任をも追及する糾弾闘争は確かに異例であったろう。会社が最も恐れたのはこのような糾弾であったに違いない。水平社によるその糾弾から逃れるため、なるべく会社近隣の部落からではなく、他の女工にその出身が判明しない遠隔地部落からの女工の採用を計ったものと考えられる。

呉規模の調査ではないが、『融和事業研究』に掲載されている「融和状態優良地方の概況(二)」には、中央融和事業協会参事の三好伊平次が実施した岐阜県大野郡高山町にある部落の一九三〇（昭和五）年調査の結果がある。それによれば、同部落内での就業者は八六人であるが、それ以外に「出稼製糸工二四」人がいる。部落民・沖繩人・朝鮮人の繊維産業男性労働者も少なからず存在していたので、この製糸工が直ちに女工であったとは限らないが、三好が同報告で「職業方面に於ても、(略) 婦女子の多くは製糸女工」としているのが、二四人の製糸工の大半が女工であったとみても間違いなからう。

総人口四四七人の同部落内における就業人口は八六人（二〇%以下）と極めて低い。出稼ぎ人口を含めてもなお、同部落の就業率は総人口の四分の一以下でしかない。

ふ事に決し三日附を以て各地方長官に對し之が調査の結果を來る八月下旬迄に報告すべき旨通牒を發し、その「調査の要項は各府県管下に於ける特殊部落の生活状態及教育状態並に衛生施設、納税状況、犯罪の種類等」であった。<sup>93</sup> この調査要項からも、部落調査が治安対策を主目的としていたことは明らかである。そのため、これら調査のほとんどが部落内居住者のみを対象としており、部落からの出稼者実態を把握するには役立たない。

このようにしてまとめられた部落調査のひとつは、一九一八（大正七）年六月に設置された大阪府救済課による大阪府下五九部落の調査であり、極めて差別的な記述もみられる『部落台帳』である。部落解放研究所近現代史部会の研究によれば、『部落台帳』が実際に調査されたのは一九一八年八月であった。<sup>94</sup> 同調査は二四項目から成り立っているが、出稼者関係の項目はない。この調査の対象となつたのも、やはり部落内居住者のみである。大阪府下であっても、紡績企業の寄宿舎に住んでいる女工など、出稼者は一切把握されていない。

だが、『部落台帳』の項目の中にある「職業調」からは、大阪府下部落での織物・紡績・莫大小などの繊維産業に関係する就業者が一定数判明する。しかし、泉南（島村）、泉北（南王子村）、西成（西中島村）の諸郡と大阪市内（木

津北島)で把握されているそれらの人数中、女工よりも男工が多く、はたして実態を反映しているかどうか疑わしいと思われる。

他の資料によって、その部落に女工がいたと明白に判るような部落でも、『部落台帳』にはその記載がない。例えば、「寄宿生活をなしつゝ織布工場や紡績工場で働く者が、大正五年ごろに少なくとも二十五名ほどあった」という泉南郡淡輪村峰地蔵に関する記載が別の資料にある。部落内居住の通勤女工ではなかったため、『部落台帳』では確認することができないが、実際にはかなり多くの部落民が泉南郡や大阪市内の紡績工場や織布工場の寄宿女工となっていたことは、筆者が大阪市内や泉南郡の部落で実施した聞き取り調査によっても確認できた。

また、部落のみで一村を形成している村に関しては一九三四(昭和九)年の大阪地方職業紹介事務局による調査、『大阪市近郊農村人口の構成と労働移動に関する調査』の分析によっても、部落からの出稼女工の存在は、ある程度確認可能である。しかし、大阪地方でのそのような部落は南王子村のみである。同調査によれば、南王子村からの出稼者は大阪市(一九九人)、堺市(七人)、和歌山市(二人)への計二八人であり、その二〇人(七一%)までが女性である。そして、出稼者の職業としては「店員、女中、女工

其他」が挙げられている。果たして何名の女性が織維女工であったかは全く判明しないが、出稼先として記載されている三市にはいずれも部落民女工を採用していた紡績会社があった。これは聞き取り調査によっても確認されている。

愛知県では一九二五(大正一四)年八月現在の全県的な部落調査を実施し、それを『愛知県下地方改善事業地区調査』としてまとめている。この調査も部落内居住者のみを対象としているのだが、一応「行商・出稼をなすもの、入営者、其他女子の芸・娼妓、工女等として部落外に居住するものがある」と述べられている。

同調査には「産業の状態」という項目も含まれており、海部郡津島町にある一八世帯の小部落について「青年の多くは染色工場、又は機織工場の職工となり、(略)少女は機織女」との報告もある。同部落の「教育の一般」では「教育の程度は一般に甚だ低く、その原因は「小学校時代に於て五学年以上に達すれば殆んど男は附近工場の職工となり、女は女工となり生計の一助に働き居る」からであるとされている。

この調査の対象は三五部落だが、当時農村部にある多くの部落では副業として養蚕が行われていた。愛知県は日本有数の機業県のひとつであり、養蚕地帯でもあった。同県

では多くの部落農家が桑畑を小作し、養蚕で得た現金収入をその小作料支払いに当てていたものと思われる。地理的にその可能性のある地区では、現金収入を得るため、これら部落農家から近辺の織物工場の職工も排出されていたであろう。

近代日本の紡績業は移植工業・大規模工場工業として発展したが、織物業は在来産業で小規模・零細工場による農村工業であった。一九二〇(大正九)年発行農商務省編『工場通覧』の分析によると、愛知県における明治期の機業中心地中島郡は、大正期には停滞を示しており、反対に大正期に発展を遂げているのが名古屋市ならびに知多郡や海部郡を含むむら部である。織物地帯として有名な知多郡での力織機率は九五・八%、一工場あたりの職工数は三二・五人と高い。海部郡では二、三六〇人の職工(女工率九三・五%)を雇用する九一の織物「工場」が存在するが、その力織機率はわずか六・六%、工場の八〇%以上が職工二〇人未満と極めて小規模である。津島の若年部落民の一部はこれら零細織物工場で働き、苦しい部落の家計を助けていたと思われる。

また、隣県三重県の部落からも愛知県の織維工場への出稼ぎ部落民女工があり、一九三一(昭和六)年に起こった三重県出身の部落民女工「十名」に対する愛知県海部郡津

島の毛織物工場での差別事件と糾弾闘争が『水平新聞』に報道されている。

三重県でも一九二八(昭和三)年に各部落の調査が実施され、「融和資料調査票」としてまとめられている。この調査から、三重県の部落女性が県内でいつ頃から女工として雇用されるようになったかが判明する。飯南郡松坂町(現在市政施行)にあるふたつの地区の部落調査票には「会社工場ニ於テハ彼等ヲ使用スルモノ尠シ」と報告されている。しかし、津市二地区の部落調査票では「大正初年ニ至リ会社工女トシテ雇用スルニ至ル(略)明治四十年以前ハ雇用セズ」、「当町ノ人々ハ一般ニ労働ヲ厭ハズヨク働キ、其賃銀モ比較的低廉ナルヲ以テ一般ニ歓迎セラレツツアリテ、工場等ニ雇ハレラルモノ少カラズ」と記録されている。三重県においても織維工場が県内部落からの女工を本格的に採用したのは、やはり大正期に入ってからであったと、この調査報告も明示している。

大都市の行政調査としては京都市教育部社会課による一九二七(昭和二)年五月から一九二九(昭和四)年三月の間に実施された六地区の『不良住宅密集地区に関する調査』、京都府社会課が一九三一(昭和七)年六月に方面委員に調査させた京都市内六地区における「一ヶ月生活費四十五圓以下の世帯」の小額生活者生活調査、さらに京都市

社会部が実施した一九三七（昭和一二）年五月から一〇月の五地区、翌年五月から一〇月の三地区、計八地区の『京都市に於ける不良住宅地区に関する調査』がある。これら「不良住宅密集地区」、「不良住宅地区」調査の実態は京都市の部落調査である。「小額生活者」調査もやはり部落民や部落居住の朝鮮人を対象とした部落調査である。これら三調査には現住者の「職業」という調査項目も含まれている。

『不良住宅密集地区に関する調査』を見ると、錦林地区に一名、養正地区に八名、楽只地区に二五名、壬生地区に四名、崇仁地区に一七名、三条地区に二名、合計六七名の女性繊維工業従業者がいる。この女工たちは繊維工業のどの部門に就労していたかは判明しないのだが、女性全就業（九〇八人）の七・四％を占め、女性全工業従事者（四〇二人）の一六・〇％となっている。就業者に占める女工の比率は各地区でかなり異なるが、錦林地区ではそれぞれ二三・四％、および三七・九％と特に高率である。

京都市の行政調査ではないが、この『不良住宅密集地区に関する調査』とほぼ同時期に実施されたのが一九二九（昭和四）年六月より翌年八月までの一年二ヶ月間にわたって関西労働事情研究会により実施された、京都市内二部落それぞれ五〇世帯の調査である。その分析は『融和事業

研究』掲載の楠原祖一郎論文「一産業問題としての融和問題—或る調査に現れたる生活形態に就て—」でなされている。この調査の調査項目には「出稼人別調査」も含まれており、A地区に二人、B地区に三人、合計五人の女性出稼者がいた。だが、これらの女性は繊維女工ではなく、「女子は大抵女中であり、毎月十圓前後の金を父母に送金してゐる」と報告されている。調査地区に出稼者が少ない理由として、「京都市を背景とし何かの職業に従事し得る」とが挙げられている。調査地区内就業者の職業をみると、確かにA地区に六人、B地区に一人の紡績女工がいる。だが、これら紡績女工が女性全就業者に占める比率はA地区で四・三％、B地区でも〇・六％と微小なものに過ぎない。

京都市における「小額生活者」調査は、右述『不良住宅密集地区に関する調査』よりも三年から五年後に実施されているが、それには「現住者職業別本業調」が含まれている。残念ながらそれは性別にはなっていないが、「繊維工業一二七（内、撚糸、繰糸九三）」と報告されている。繊維工業従事者の中、九三人（七三・二％）が工場労働者であると見ても差支えないのではなからうか。しかし全体としては、履物関係の部落産業従事者、土木建築業の不安定な日雇い人夫や行商・露天などの小商人が多い都市部落特有

の就業構造が見られ、その中で一二七人の繊維工業従事者は、失業者をも含めた全有業人口の四・三％、全工業就業者の七・二％を占めるに過ぎないのである。

『不良住宅密集地区に関する調査』からは一〇年後に実施された楽只、養生、錦林、三条、壬生、崇仁、竹田、深草を調査対象とする『京都市に於ける不良住宅地区に関する調査』の「性別職業別有業者数」表では、紡績工業女性従業者が六三七人もおり、女性全就業者（一、六五〇人）の三二・九％、女性全工業従業者（一、六五〇人）の三八・六％も占めている。この六三七人中、六〇一人は世帯主以外の「其ノ他ノ世帯員」、つまり妻や娘などの家族構成員であろう。

職業中分類もある「職業別有業者数」表には、残念ながら性別区分はなく、「内地人」および「半島人」別の区分がなされている。この表の「紡績工業ニ従事スル者」の総数は八三九人であり、その中で部落民Ⅱ「内地人」が六六九人（七九・七％）、一七〇人が「半島人」、つまり部落内居住の朝鮮人である。

調査地区別に楽只（撚糸・繰糸・繰糸・繰糸・繰糸、一一九人）、養生（製糸・撚糸、三九人）、壬生（製綿、四人）で合計一六二人の繊維工業女工の存在が確認できる。その中でとりわけ多いのが、撚糸女工六二人と製糸女工六一人であ

る。なお、楽只には「織物業」二軒、「綿糸光沢業」一軒、養生にも「機織業」一軒があり、部落民女工の多くはこれら部落内零細企業の親方に劣悪な労働条件の下、酷使されていたのではないかと思われる。いわゆる「部落産業」のひとつとされる皮革・履物商工業などの女性従業者数は全地区合計で二二二人、子守、女中、家政婦などの「家事従事者」は二三人であり、六〇〇人以上という紡績工業女性従業者の中で、少なく見積もっても一六二人という繊維女工の数がいかに多いかは歴然としている。

だが、この調査報告で述べられている「紡績工業」従事者は「染色捺染工或は各種の紡績職工等にて内職としては鹿の子絞り等も之に包含」されており、そのため同工業従事者の比率が異常に高いのである。近世に京周辺の農村女性によって副業としてなされていた鹿の子絞りが、大正期からは京都市内の部落で広まった女性の内職となり、その従業者は四九一人と、全紡績工業女性従業者の七七・一％という高率を占めている。だが、鹿の子絞りという仕事の実態は、部落の低賃金を目当てとした部落外業者から原料を預かる部落内の親方が部落婦女子を出来高払いで従事させる家計補助的な内職であり、当然これは厳密な意味での「工業」とはいえない。

同調査における六三七人という紡績工業女性従事者（部



落内居住の朝鮮人女性も含む)は確かに多いのだが、その中で繊維工業の工場労働者として就労している女性、いわゆる「女工」は一六二人に過ぎないと思われるのである。もちろん、それ以外にも「出稼ぎ女工」として寄宿舎に住む女性もいたのであるが、同調査からは判明しない。

女性工業従事者の中、繊維工業、あるいは紡織工業従事者の占める比率が判明する二つの調査、昭和初期に実施された『不良住宅密集地区に関する調査』と、昭和一〇年代実施の『京都市に於ける不良住宅地区に関する調査』と比較すると、一〇年ほどの間にその比率は一六%から約三九%弱へと増大している。だが、女工という名に値する工場労働者が女性全就業者に占める率をみると、七・四%から五・八%へとかえって減少している。これらの女性が工場労働者であったかどうかを考えると、第一の調査では一六%中の大半はそうであったろうと思われるが、第二の調査では、三九%の中、その四分の三以上は内職者(鹿の子絞りなど)であり、工場労働者一六二人(それも部落内零細工場の女工と思われる)は多くないのである。これは京都市というひとつの都市における部落調査の分析であるが、一般的に昭和恐慌期を経た一〇年ほどの間、部落外繊維工業に働く都市部落出身の女工は決して増えなどはせず、停滞もしくはかえって減少したものと考えられる。

専賣局女工二十七が最たるものである」とされている。花畑の部落民が働いた工場がこの報告書では「岡山紡績」とされているが、同報告書の別の箇所には、「岡山紡績工場(現今の鐘淵紡績株式会社岡山工場)」との記載もあり、花畑で実施した聞き取り調査によって花畑に隣接して設立され、多くの部落民が働いていた企業が鐘紡であったことが判明した。

一八八一(明治一四)年に「花畑に竣工」した企業は確かに岡山紡績所ではあったが、この岡山紡績は日露戦争後の不況期に絹糸紡績(一九〇二年設立)に合併され、その絹糸紡績が一九一一(明治四四)年に鐘紡に合併され、岡山紡績は鐘紡岡山工場となった。

一九一八(大正七)年発表の「世に背ける部落の視察記」と題する新聞記事に以下のような報告もある。「花畑には十数年以前から米国人でアダマスと呼ぶ篤志な慈善家が独力で博愛社と云ふのを経営し部落民の慈善事業をやり、一方では保育事業をやって其の付近に住んでいる部落民の子供を預かり、母親が紡績の工場に通っている様になっていて、形式もよく可也部落民に重宝がられては居るが、(略)こんな特殊な救済事業が影響して花畑の部落民は楮畑に比較して性質も良く割合に真面目な職業に従事しているものが多い」

共産党員であった高橋貞樹(一九〇五―一九三五)らによって一九二三(大正一二)年一月に結成された全国水平社内の青年活動家による組織、全国水平社青年同盟は一九二五(大正一四)年九月に「水平運動の徹底的無産階級化」をめざした全国水平社無産者同盟を創立させた。この青年同盟の機関紙が『選民』であるが、同紙の連載記事「特殊部落の経済的基礎について」に岡山市花畑部落の職業調査が報告されており、「目に付くのは、何と云つても一般の賃銀労働者が多く居ることである」とされている。具体的な数字はないが、様々な職種が挙げられており、「紡績及び繰糸紡績職工が最も数多く、それらの労働者は「岡山紡績男女工、絹糸紡績男女工」であると記載されている。

この記事の原資料となったのも行政資料である可能性が強く、岡山県内務部社会課が一九二一(大正一〇)年九月より翌年三月までの期間に実施した岡山市東南部に位置する花畑部落の調査であると思われる。同調査の「世帯主の職業」表や「職業別人員」表には「岡山紡績」関係と「絹糸紡績」関係の労働者多数が把握されており、「工業に従事するものが男一八〇名、女が一八三名(略)此の内紡績其他に雇はるゝものが大部分を占めるのであるが、岡紡男工の五十、女工の百八。絹糸紡の男工二十三、女工十四、

同記事に登場するアダマス(Alice Petty Adams, 1866―1937)は一八九一(明治二四)年に宣教師として来日、一八九六(明治二九)年に尋常小学校を花畑に開設した人物である。この小学校は「公立小学校に入学し得ざる児童を收容」していたが、「半途退学するもの」が多いため一九〇九(明治四二)年から「本科及別科の二部に別ち、本科は専ら裁縫を、別科は昼間労働に従事する女工等の為に設けた」とされている。『岡山県教育会誌』に「岡山市花畑貧民学校主にして熱心に貧民教育に尽さるゝ人」と紹介されているアダマスは、一九〇三(明治三六)年に講演を行い、その講演の中でも「絹糸紡績の女工となっている」花畑の子どもについて言及している。これらの資料からも花畑の少なからぬ女性たちが鐘紡の女工となっていたことは明らかである。

#### 四、雑誌関係資料

部落問題を取り扱った雑誌資料はまだ十分に発掘しつくされていないとはいえない。しかし、例えば部落関係の論文が掲載されている雑誌論文などにも、部落民女工の存在を示唆するものが少数ながらある。

松原若五郎(一八八六―一九三五)や横山源之助(一八

七〇(一九一五)などに代表される明治中期以来の「下層社会探訪」記録文学や「底辺社会」ルポルタージュの多くは、部落関係の記述が含まれていたとしても、その内容は極めて差別的視点から執筆されているといわざるを得ない。その中であって、経済学士井上貞蔵(一八九三—一九六三)による部落関係のルポは当時としては異例とも言えよう。井上ルポにも同情的視点がないではないが、社会的差別は明確に批判され、解放への視点が読み取れる。

全国水平社創立以前の一九二〇(大正九)年一月、総合雑誌『雄弁』に「特殊部落の解放」と題する井上による記事が掲載されている。内務省による一九一七(大正六)年の全国的な調査結果、また行政が実施した調査から神戸、大阪、京都、名古屋の大都市における部落に関する統計資料を紹介している。神戸、大阪および京都に関してはその出典が明白に判明するが、名古屋の場合は明確ではない。恐らく米騒動の翌年、一九一九(大正八)年秋に愛知県が実施した部落調査、あるいは「部落改善」の資料を得るため愛知県社会課が一九二〇(大正九)年八月に実施した調査が利用されたのではなからうか。

これら引用統計の中、繊維女工関係の数字があるのは、名古屋市南区(当時)熱田の人口四八五人を数える「積多」系部落、断夫山Ⅱ西旗屋部落の職業統計のみである。

載記事を四回にわたって掲載しているが、紡績女工の問題にも触れている記事では、「特殊部落の子女のみを集めてゐる處さへある」と報じている。

聞き取り調査によってはそのような差別的工場の実在は確認できなかった。だが、そのような工場設立の計画は大和同志会機関誌『明治之光』で知ることができる。一九一七(大正六)年四月発行の『明治之光』に「部落女子の大福音」という記事が掲載されている。天満織物株式会社(一八八七年設立)が大坂府東成郡城北村毛馬に工場を建築するため、その女工の大募集を行っているが、「城北工場は全部部落の女子を以て充つるの計畫だと云ふ」といった内容である。そして、同企業人事係主任の談話も掲載しており、それには「本社には募集員がない、現在は香川県、兵庫縣、大阪府、徳島縣、廣島縣等より女工が専ら集まつて居る(略)部落の方からも大分来て居る」となっている。

しかし、融和運動関係者約二十千人の読者を持つ『明治之光』誌上を利用したこの女工募集は、ほとんど成果が挙げられなかった。同年八月、女工四〇〇人が不足した状況で、天満織物主任は再度、奈良市西阪町の明治之光社を訪れており、九月発行の『明治之光』は再び、「重役諸氏が部落に好意を持つて改善の實を擧げたいと常に同情心を以て遇

それによると、「下駄齒入」、「草履造り」に次いで就業人口の多い職種として、「紡績女工」一三人が挙げられており、それとは別に「紡績職工」一二人(男工)も掲載されている。これら紡績女工が雇用されていた企業・工場名は残念ながら判明しないが、熱田には当時東洋紡績尾張工場、服部商店熱田工場、名古屋市南区には近藤紡績所など、沖繩人女工を多く採用していた紡績企業がいくつかあり、部落民女工たちもそれら企業のひとつに雇用されていたのではないかと推測できる。

この論文は一九二三(大正一二)年に巖松堂書店から刊行された井上著『貧民窟と少数同胞』の部分的な基礎をなしており、その双方に全く同一の記載が見られる。上述の部落民女工雇用の示唆よりも、井上の論文・著作の中で注目されなければならないのは次の記述である。「私に見て廻つた工場の中で特殊部落民丈を全く別の工場に収容して普通民とは隔離してをく紡績工場があつた。是等は普通民女工父母の要求に因ることである。それでも特殊民を使う工場は兎に角よい。全然採用しない工場が数多いのである」。

部落民のみの工場が存在したという記述は他の文献資料にも見られる。『大阪毎日新聞』は一九一七(大正六)年八月、「朝鮮人労働者―内地移入とその将来」と題する連

して居らるのを見ても分る」と天満織物を賛美する記事を載せている。そして、この人事係主任が「部落方面に出張せらるゝから部落の有司が快く氏に面談して改善の一助として出来得るだけ女工を委託するの方針を採られて宜しからう」との提案もしている。

城北工場の近くには生江支部があるが、この部落から城北工場に採用されていた婦人はいなかったようであり、天満織物城北工場で当時働いていた婦人の証言は他の部落でも収録することができなかった。だが、この城北工場ではなく、同じ大阪市の天満織物三国工場こそが、集中的に被差別階層出身の女工を雇用していた工場であった。それは部落でも沖繩でも得ることのできた証言によって明らかであり、一九二八(昭和三)年三月末の調査によれば、この三国工場に五八人の朝鮮人労働者も働いていたことが明らかにされている。

そのような計画は確かにあったようだが、井上論文や『大阪毎日新聞』に述べられている部落民女工のみを採用していた繊維工場が、実在したかどうかは一応疑問とせねばならないのではなからうか。だが、女工の多数が部落民、沖繩人、別棟寄宿舎の朝鮮人であった天満織物三国工場のような、被差別階層出身の女工を集中的に採用していた工場は存在していた。

部落民女工だけをひとつの別工場に隔離するといった形態の差別ではなく、部落民女工のみの、あるいは部落民女工だけでは部屋収容人数が満たされなかった場合、部落民女工と沖繩人女工だけを収容した部屋が寄宿舎内に存在したのは聞き取り調査によっても度々確認できた。それを会社による差別と認識することは、当時幼い少女であった元女工の婦人たちの多くには困難であったようである。だが、水平社運動の活動家たちは当然、融和運動家の一部でさえ、それが会社側によるあからさまな部落差別であると認識していた。

一九二〇(大正九)年に創立された国家主義団体国本社発行の雑誌『国本』三巻四号には、春日逸人こと杉並高三郎による「水平社全國大會の真相」が掲載されている。その文中、和歌山県出身の栗須七郎(一八八二—一九五〇)による次のような発言が含まれている。「日の出紡績では一般民の女工と部落民の女工は別な寄宿舎に居るのである。」<sup>(10)</sup>部落民女工だけの別室が寄宿舎に存在していたことから、朝鮮人女工が収容されていたような部落民女工のみの別棟寄宿舎の存在も充分考えられるのだが、聞き取り調査でその確認はできなかった。だが、青年融和団体のひとつ、信濃同仁会青年連盟(一九二九年創立)でさえ一九三四(昭和九)年春、昭栄製糸下諏訪工場の寄宿舎内にお

る差別待遇に反対し、部落民女工全員を工場から引き上げさせている。この昭栄製糸は、岡谷につく長野県下第二の製糸都市であった須坂町の大製糸資本だったが、その下諏訪工場では、寄宿舎内に部落民女工のみの部屋を設置していた。この差別的部屋割りは同仁会青年連盟による抗議運動から二ヶ月後に廃止されたことが、児童・女性・部落文学作家柴田道子(一九三四—一九七五)による西沢梅雄(元同仁会会計)の聞き取りで明らかにされている。<sup>(11)</sup>いずれにせよ、企業による部落民女工に対する労働条件上(労働時間や賃金など)の差別の実証が困難である中で、寄宿舎内での差別的部屋割りは、部落民女工をも含めた被差別階層出身女工に対する明白な企業による差別ととらえねばならない。それが、井上の述べているように「普通民女工父母の要求に因る」可能性は当然ある。しかし、このあからさまな差別待遇は、水平社による糾弾闘争を極力防止するため、差別事件の惹起を何よりも恐れていた企業側の意向にむしる根差していたのではあるまいか。

## おわりに

近代日本社会でも存続した「身分」差別のため、被差別部落の女性たちが戦前期を通して繊維産業での工場労働か

ら完全に排除され、工場労働者にもなれなかったというわけでは決していない。かなり多くの部落女性も繊維女工として実際には採用されていたことを、ここで整理を試みた戦前文献資料の分析によっても、ある程度実証するのが可能である。だが戦前期における部落民女工の雇用を究明しようとする場合、時代差や地域差のみならず、企業差も存在していたことは明らかであり、どの時期・地域・企業においても、部落民女工の雇用が決して「歓迎」されていなかったことも無視されるべきではない。

繊維企業内での他の労働者による部落民女工に対する差別事件も頻繁に起こり、融和団体がその「解決」に乗り出した。水平社によって多くの糾弾闘争が闘われたことも戦前文献資料上知り得るが、それに関しては稿を改める。

## 註

(1) 安川寿之輔「被差別部落と女性」(女性史総合研究会編『日本女性史』第四巻、東京大学出版会、一九八二年)一九八頁。

(2) 山本尚友「中世被差別民衆史への視点・座談会」(京都部落史研究所編『中世の民衆と芸能』阿吽社、一九八六年)一九一頁。

(3) 「紡績職工と新平民」(『九州日報』一八九九年九月二八日、第三五四八号)。西日本文化協会編『福岡県史・近代史

料編—綿糸紡績業」(福岡県、一九八五年)七〇四—五頁。

(4) 「工場巡覧記・印刷局抄紙部」(『東京日日新聞』一八九二年二月二十四日、第六一〇二号)。同新聞記事は隅谷三喜男『日本賃労働史論』(東京大学出版会、一九五五年)において初めて紹介された。だが、同書には誤植があり、記事の日付が「明二五・二・四」となっている(一五〇頁)。それ以降、同記事は未確認のまま部落史研究者によって以下のように引用されてきた。

原田伴彦「明治・大正期の部落(2)―職業と教育の差別―」(『部落解放』第二七号、部落解放研究所、一九七二年五月)一四二頁→『被差別部落の歴史』(朝日新聞社、一九七三年)二一六頁。

馬原鉄男「産業革命期の部落労働者(上)―マッチ工業労働者の場合―」(『部落』第三〇五号、部落問題研究所、一九七三年九月)六五頁→『テキスト部落問題の歴史』(部落問題研究所、一九七五年)七〇頁。

馬原鉄男「日本資本主義と未解放部落」(部落問題研究所編『新版・やさしい部落の歴史』一九八三年)八六頁。

馬原鉄男「『日本資本主義と部落問題』論」(部落問題研究所編『部落史の研究・近代篇』一九八四年)一五〇頁。同論文では『東京日日新聞』が「明治文化全集・社会篇(統)」(日本評論新社、一九五七年)二六七頁から引用されており、日付は正確だが、記事題名が「工場巡覧記・鐘が淵紡績会社」と不正確である。

- (5) 『世俗新平民の狀態調査』(二)有田郡に於ける『新平民の狀態』(『紀伊毎日新聞』一九〇七年五月九日、第四一九〇号)。生瀬克己「明治末期における滞税問題と被差別部落」明治末期同和事業史への一視角(『部落解放研究所編』部落解放研究』第二号、一九七四年三月)九七頁。秋定嘉和・大串夏身編『近代部落史資料集成』第四卷(三一書房、一九八七年)二六八頁。同資料集成では原資料において「綿子ル」とされている個所が「綿ネル」と訂正されている。
- (6) 吉田昇三・安藤精一・殿井一郎「和歌山県繊維産業史」(和歌山県繊維工業振興対策協議会、一九七七年)九一、一〇九、一一二～一三頁。
- (7) 『愛媛新報』一九一一年一月二日、第六九四八号。高市光男編『愛媛近代部落問題資料』上巻(近代史文庫大阪研究会、一九七九年)六四頁。
- (8) 細井和喜蔵『女工哀史』(岩波書店、一九五四年)五八頁。
- (9) 井上清・渡部徹編『米騒動の研究』第三卷(有斐閣、一九六〇年)一〇九頁。
- (10) 阿部真琴『兵庫米騒動記』(新日本出版社、一九六九年)一三九頁。
- (11) 『愛媛新報』一九二二年九月三〇日、第一〇四〇六号。前掲『愛媛近代部落問題資料』上巻、一四五頁。
- (12) 徳島県内務部『特殊部落改善資料』(徳島県、一九一〇年)五三～八二頁。谷川健一編『日本庶民生活史料集成』第二五巻(三一書房、一九八〇年)五三四～四三頁。

- (23) 『朝日新聞・京都付録』一九二二年一月一日、第一四〇二九号。秋定嘉和・大串夏身編『近代部落史資料集成』第一〇巻(三一書房、一九八六年)一一三頁。
- (24) 『奈良県報』八六三号、一九〇三年二月一〇日。奈良市同和地区史的調査委員会編『奈良の部落史・史料編』(一九八六年)六四九～五二頁。
- (25) 『特殊部落改善方針』(『大和新報』一九〇九年七月二二日、第六〇八〇号。前掲『奈良の部落史・史料編』六七二頁。
- (26) 『生駒郡矯風地方委員会協議事項報告』前掲(『近代部落史資料集成』第五巻)二五四頁。
- (27) 小原新三「奈良県下ニ於ケル特殊民部落改善ノ方針」(国家学会編『国家学会雑誌』第二四巻一〇号通巻二八四号、一九一〇年一〇月一日)五八頁。前掲『近代部落史資料集成』第五巻、三六八頁。同資料集成では記事題名が「奈良県下ニ於ケル特殊部落改善ノ方針」と不正確である。
- (28) 『海南新聞』一九一一年九月二〇日、第一〇二〇五号。前掲『愛媛近代部落問題資料』上巻、六四頁。
- (29) 『愛媛新報』一九一一年二月九日、第六九六五号。『愛媛近代部落問題資料』上巻、六四頁。
- (30) 『愛媛新報』一九一一年一〇月八日、第六九一四号。『愛媛近代部落問題資料』上巻、六四頁。
- (31) 『愛媛新報』一九一一年八月二九日、第六八七九号。『愛媛近代部落問題資料』上巻、六三頁。

- (13) 留岡幸助「細民部落改善の概要」(警察協会本部編『警察協会雑誌』第一四八号、一九二二年九月)八頁。
- (14) 前出註(12)二頁。
- (15) 同前、一五頁。
- (16) 『伊勢新聞』一九〇九年六月四日、第九三九一号。三重県厚生会編『三重県部落史料集・近代篇』(三一書房、一九七四年)八七頁。
- (17) 『伊勢新聞』一九一〇年二月一〇日、第九六三八号。前出註(5)のうち生瀬論文、九六頁。
- (18) 白石正明「部落改善運動と明治政府の部落政策」(大阪市教育研究所編『部落解放と教育の歴史』部落解放研究所、一九七三年)二二〇頁。
- (19) 『愛媛新報』一九一一年二月二六日、第六九七八号。前掲『愛媛近代部落問題資料』上巻、六五頁。秋定嘉和・大串夏身編『近代部落史資料集成』第五巻(三一書房、一九八六年)三二〇頁。
- (20) 内務省地方局「細民部落改善参考資料」(秋定嘉和・大串夏身・川向秀武編『近代部落史資料集成』第六巻、三一書房、一九八六年)三六頁。
- (21) 『伊勢新聞』一九一〇年六月二日、第九七五〇号。前掲『三重県部落史料集・近代篇』九〇頁。
- (22) 徳島法融「明治大正期における豊郷町大町部落について」(部落問題研究所編『部落問題研究』第三六号、一九七三年二月)三四頁。
- (32) 「矯風一件書類」(奈良県同和事業史編委員会編『奈良県同和事業史』一九七〇年)五九二頁。前掲『近代部落史資料集成』第六巻、二〇〇頁。
- (33) 「矯風事業現況一斑」(奈良県同和事業史)六〇三頁。『近代部落史資料集成』第六巻、二〇三頁。
- (34) 一九八八年一月二〇日、柏原市奈良県立医科大学付属病院にて聞き取り。
- (35) 「奈良県矯風事業一斑」(『公道』第二巻第二号、帝国公道会、一九一五年五月)三〇頁。
- (36) 同前、三三頁。
- (37) 「有益なる莫大小工場」(『明治之光』第五巻第二号、明治之光社、一九一六年二月)四八～九頁。
- (38) 夏山茂の没年は一九四六(昭和二一)年、その生年は不詳とされているが、川向秀武は「明治二八年か二九年生れ」、あるいは「明治二四～五年生れ」と推定している。川向秀武「最後の息を引き取るとも差別の外殻を突き破れ」東京の融和運動家夏山茂の提起したもの(西順蔵編『東京の被差別部落』明石書店、一九八一年、二七六、二九七頁。
- (39) 夏山茂「被差別者の回想録」(東京府社会事業協会編『社会福利』第一六巻四号、一九三二年四月)一五五頁。『ひがしの光』No.7(部落解放同盟東京都連荒川支部機関誌、一九七四年二月)、東京部落解放研究会『東京部落解放研究』第二号(水平出版社、一九七四年七月)、東京部落解放研究会編『東京の被差別部落』(一九七五年)に所収。

- (40) 同前、一五五～六頁。
- (41) 本田豊「ルポ東京の被差別部落」(部落解放研究所編『部落解放』第二三七号、一九八五年二月)一二頁。
- (42) 映画『熱と光をこの子らに』シナリオ(部落解放同盟東京都連合会練馬支部、一九七六年)一一頁。
- (43) 一九八八年二月三十一日、東京都練馬区練馬支部厚生文化会館にて逸見俊介氏談。
- (44) 鐘紡株式会社社史編纂室編『鐘紡百年史』(鐘紡株式会社、一九八八年)、《工場の変遷》一〇一三頁及び《年表》一〇五五、一〇五九、一〇六九頁。
- (45) 「有望な節絹製造」(『融和時報』第六九号、中央融和事業協会、一九三三年八月一日)三頁。
- (46) 「三良坂町授産場の事ども」(第二次『共鳴』第四二号、広島県共鳴会、一九三五年五月一日)四頁。
- (47) 中央融和事業協会編『融和事業年鑑』昭和十年版(中央融和事業協会、一九三五年)一三〇頁。
- (48) 山本正男「部落経済問題の素描(上)」(『融和事業研究』第一二号、中央融和事業協会、一九三〇年七月)二四～五頁。
- (49) 中村恵「高知県下の部落の窮状と其対策」(『融和事業研究』第二三号、中央融和事業協会、一九三二年九月)八八頁。
- (50) 「餓死線上を彷徨ふ部落(二)」(『融和時報』第六九号、中央融和事業協会、一九三三年八月一日)四頁。
- (51) 「餓死線上を彷徨ふ部落(三)」(『融和時報』第七〇号、中央融和事業協会、一九三三年九月一日)二頁。
- (52) 「蘭傭の暴落と農村の窮乏」(『融和時報』第九三号、中央融和事業協会、一九三四年七月一日)三頁。
- (53) 尾崎行也「望月の部落の歴史(第四部)」(『望月の部落史』第二集、望月町教育委員会、一九七七年三月)八七頁。
- (54) 林郁「糸の別れ」(筑摩書房、一九八五年)二二頁。
- (55) 「社会改善公道」第一〇号(帝國公道会、一九一九年八月)一〇頁。
- (56) 長野県編『長野県史』第五卷(蚕糸業)(長野県史刊行会、一九八〇年)八三頁。
- (57) 諏訪製糸同盟資料「工男女登録数年次地方別簿」(岡谷蚕糸博物館所蔵資料)。
- (58) 同前。
- (59) 高村直助『日本紡績業史序説』下(堀書房、一九七一年)一九七頁。
- (60) 同前、二二〇頁。
- (61) 農商務省編『大正六年工場監督年報』(国産時報社、一九一九年)一三頁。
- (62) 『会報』第二卷・第一号(中央融和事業協会、一九二七年一月)六三頁。
- (63) 『社会改善公道』第二号(帝國公道会、一九二〇年七月)一五頁。
- (64) 藤野豊『同和行政の歴史』(解放出版社、一九八四年)一五〇頁。
- (65) 『融和時報』第四六号(中央融和事業協会、一九三〇年九月一日)。

- 月一日)
- (66) 『融和時報』第五二号(中央融和事業協会、一九三一年三月一日)
- (67) 『融和時報』第五三号(中央融和事業協会、一九三一年四月一日)
- (68) 『融和時報』第六五号(中央融和事業協会、一九三二年四月一日)
- (69) 『融和時報』第八五号(中央融和事業協会、一九三三年二月一日)
- (70) 『融和時報』第一二五号(中央融和事業協会、一九三七年二月一日)
- (71) 大飼亀三郎『大原孫三郎父子と原澄治』(倉敷新聞社、一九七三年)二七頁。
- (72) 『融和時報』第一六一号(中央融和事業協会、一九四〇年四月一日)
- (73) 『融和時報』第五七号(中央融和事業協会、一九三二年八月一日)
- (74) 同和奉公会大阪府本部『同和事業の先駆者堀田又吉伝』(一九三三年)四〇頁。大阪同和教育史料集編纂委員会編『大阪同和教育史料集』第三卷(部落解放研究所、一九八四年)六〇四頁。
- (75) 『融和時報』第七二号(中央融和事業協会、一九二七年一月一日)
- (76) 『大阪毎日新聞』一九二五年一月八日、第一五七八六号。
- 前掲『大阪同和教育史料集』第三卷、六〇七頁。
- (77) 埼玉県内務部地方課「部落改善参考資料」(一九二〇年。秋定嘉和・大串夏身編『近代部落史資料集成』第九卷(三一書房、一九八五年)三三七頁)。
- (78) 前掲『近代部落史資料集成』第六卷三四四頁。
- (79) 『大分新聞』一九二二年一月三〇日、八四七三号。古庄ゆき子「ふるさとの女たち」(ドメス出版、一九七五年)一七〇頁。
- (80) 中央融和事業協会編『融和事業功労者事跡』(一九三二年)八二頁。
- (81) 日本毛織社史編修室編『日本毛織六十年史』(一九五七年)一六八頁。
- (82) 岡山県内務部社会課「優良部落視察報告」(前掲『近代部落史資料集成』第一〇卷)二六五頁。
- (83) 三木市部落史研究会編『三木市部落史関係文書』第一卷(三木市教育委員会、一九七九年)二五五頁。
- (84) 岡山県学務部「岡山県融和事業成績概要」(一九三〇年)、岡山県部落解放運動六十年史編纂委員会編『岡山県部落問題資料集』(岡山県部落解放運動連合会、一九八七年)五八〇頁。
- (85) 成沢英雄「部落経済問題に関する若干の考察(上)」(『融和事業研究』第二三号、中央融和事業協会、一九三二年九月)四七～八頁。
- (86) 伊藤藤次郎「部落経済問題の一考察―次城県下部落経済の

- (107) 森梁香「社会調査に現はれたる都市地区小額生活者の生活内容」(『融和事業研究』第三号、中央融和事業協会、一九三四年二月)三九頁。
- (108) 京都市社会部編『京都市に於ける不良住宅地区に関する調査』(京都市役所、一九四〇年)六七頁。
- (109) 同前、七四～七五頁。
- (110) 同前、一三六、一八二、三三三頁。前掲『京都の部落史』8、四三三～五頁。
- (111) 同前、一一一、一五二頁。前掲『京都の部落史』8、四二九～三〇頁。
- (112) 同前、七〇～七一頁。
- (113) 「特殊部落の経済的基礎について(三)」(『選民』第一八号、選民社、一九二五年七月一日)。なお、全国水平社無産者同盟による連載記事「水平社教育方針書」が『水平新聞』に掲載されているが、それには花畑部落職業調査を念頭に置いて書かれたと推測できる次のような記述がある。「部落より工場への多数の通ひ職工、女工がある場合には、組合と協力してやり、組合加入を勧め、未組織の場合には之を通じて組合組織を圖らねばならぬ」(第一次『水平新聞』第一〇号、一九二六年九月一日)。
- (114) 岡山県内務部社会課『集団細民の生活状態調査』(岡山県、一九二五年)三四頁。同資料の所在地については大串夏身氏の指摘による。
- (115) 同前、二頁。
- (96) 前出註(74)、三八頁。
- (97) 例えば泉南郡関係では、拙論「紡績工業における被差別部落婦人労働試験」(『部落解放研究』第四〇号、部落解放研究所、一九八四年七月)五七～六一頁。
- (98) 帝国農会編『大阪市近郊農村人口の構成と労働移動に関する調査』(第一部)(帝国農会、一九三九年)九三頁。
- (99) 渡部徹・秋定嘉和編『部落問題・水平運動資料集』第二卷(三一書房、一九七四年)二七七頁。
- (100) 同前、二八八～九頁。
- (101) 神立春樹『明治期農村織物業の展開』(第二版)(東京大学出版会、一九七五年)四〇～二頁。
- (102) 第三次『水平新聞』第三号(一九三一年一月二五日)。同記事では糾弾闘争を闘ったのは「全水津島支部」と報道されているが、『日本労働年鑑』(一九三二(昭和七)年版、七八二頁)ではその支部が「愛知県聯實江支部」となっている。
- (103) 前掲『三重県部落史料集・近代篇』三六五、三七一頁。
- (104) 同前、三五二、三五五頁。
- (105) 「不良住宅密集地区に関する調査」(京都市教育社会課、一九二七年)三三～五頁。京都部落史研究所『京都の部落史』8―資料近代3(阿吽社、一九八七年)四〇八頁。
- (106) 楠原祖一郎「一産業問題としての融和問題―或る調査に現れたる生活形態に就て」(『融和事業研究』第一四号、中央融和事業協会、一九三一年一月)三四～五、一二頁。
- (116) 岡山市史編集委員会編『岡山市史(産業経済編)』(岡山市役所、一九六六年)四六三頁。
- (117) 同前、四七六～七頁。
- (118) 「世に背ける部落の視察記」(『中央新聞』一九一八年九月二九日、第二二二六号)。前掲『岡山県部落問題資料集』二二八～九頁。
- (119) 「嬢アダムスの慈善」(一九一〇年)(前掲『近代部落史資料集』第五卷)二八三～四頁。
- (120) 「講演貧民教育談」(一九〇四年)(岡山市部落問題調査研究所『部落問題・調査と研究』第六五号、一九八六年二月)六四～五頁。
- (121) 愛知県部落解放運動連合会編『愛知県部落解放運動史―戦前編』(愛知県部落解放運動連合会、一九八三年)一五九頁。
- (122) 井上貞蔵「特殊部落の解放」(大日本雄弁会、『雄弁』一卷二二号、一九二〇年一月)四四頁。
- (123) 同前、三九頁。前掲『近代部落史資料集』第九卷、四三六、四三三～四頁。
- (124) 「朝鮮人労働者(2)内地移入とその将来」(『大阪毎日新聞』一九一七年八月一日、第二二四六号)。
- (125) 『明治之光』第六卷四月号(明治之光社、一九一七年四月)一六頁。
- (126) 『明治之光』第六卷九月号(明治之光社、一九一七年九月)一三～四頁。
- (127) 拙論「戦前期織維産業における兵庫県被差別部落の女性労働者

- 実情を中心として」(『融和事業研究』第一四号、中央融和事業協会、一九三一年一月)四七、五五頁。
- (87) 内海正名「兵庫県下の部落経済状況と其対策」(『融和事業研究』第三号、中央融和事業協会、一九三二年九月)八二頁。
- (88) 中央融和事業協会編『融和事業年鑑』昭和八年版(中央融和事業協会、一九三三年)二九四～五頁。
- (89) 内海正名編『経済調査表』(兵庫県清和会、一九三五年)一一一～三〇頁。
- (90) 「差別撤廃の急先鋒―ぐっと砕けた富豪」(『和歌山新報』第九五五〇号(一九三三年五月一日))。
- (91) 新井磯次「北中皮革争議・思い出すことども」(明治図書、一九七八年)八六頁。
- (92) 三好伊平次「融和状態優良地方の概況(二)」(『融和事業研究』第一三号、中央融和事業協会、一九三〇年一月)一一二～一三頁。
- (93) 山本茂美『新版あゝ野麦峠―ある製糸工女哀史』(朝日新聞社、一九七二年)三六五頁。
- (94) 『中央新聞』一九一八年七月四日、第一二〇三九号。渡部徹・藤野豊編『近代部落史料集成』第七卷(三一書房、一九八五年)二二七頁。
- (95) 部落解放研究所近現代史部会『部落台帳』の分析(『部落解放研究』第三五号、部落解放研究所、一九八三年九月)一四四頁。

働者(上)』(ひょうご部落解放)第三三号、兵庫部落解放研究所、一九八八年(二月)九六〜九頁。

(128) 三木正一「在阪朝鮮人について」(『大大阪』第五卷第四号、大阪都市協会、一九二九年四月)四一頁。

(129) 藤野豊「国本社における水平運動観—平沼驥一郎、中央融和事業協会会長就任の背景」(『部落問題研究』第八四号、部落問題研究所、一九八五年八月)三六頁。

(130) 春日逸人「水平社全国大会の真相」(『国本』第三卷四号、国本社、一九二三年四月)一二七頁。部落問題研究所編『水平運動史の研究』第二卷・資料篇上(部落問題研究所、一九七一年)一八六頁。

(131) 柴田道子『被差別部落の伝承と生活』(三一書房、一九七二年)六五頁。同書では工場名が「昭和製糸」となっているが、この差別事件が起ったのは昭栄製糸下諏訪工場であった。『佐久地域の部落解放運動史』(部落解放同盟佐久地区協議会、一九八三年)二二頁、及び山本三郎『製糸業近代化の研究』(群馬県文化事業振興会、一九七五年)一七一頁参照。

本稿で引用の戦前資料で復刻版があるものは以下を利用した。『公道』(西播地域皮多村文書研究会)、『明治之光』(兵庫部落問題研究所)、『共鳴』(広島県共鳴会機関紙復刻委員会)、『融和時報』(三一書房)、『融和事業研究』(部落解放研究所)、『融和事業年鑑』(部落解放研究所)、『水平新聞』(世界文庫)、『選民』(世界文庫)。なお、新聞、雑誌、統計資料などでは

る限りその原資料を確認したが、それらの資料の存在を知った資料集や研究者なども併記した。